

第73回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第2日）

平成28年9月13日（火曜日）

|                   |     |        |     |       |
|-------------------|-----|--------|-----|-------|
| 出席議員<br><br>(14名) | 1番  | 加古原 瑞樹 | 2番  | 千種 和英 |
|                   | 3番  | 小林 裕和  | 4番  | 廣利 一志 |
|                   | 5番  | 竹内 日出夫 | 6番  | 石堂 基  |
|                   | 7番  | 岡本 義次  | 8番  | 金谷 英志 |
|                   | 9番  | 山本 幹雄  | 10番 | 矢内 作夫 |
|                   | 11番 | 石黒 永剛  | 12番 | 西岡 正  |
|                   | 13番 | 平岡 きぬゑ | 14番 | 岡本 安夫 |
| 欠席議員<br><br>(名)   |     |        |     |       |
|                   |     |        |     |       |
|                   |     |        |     |       |
| 遅刻議員<br><br>(名)   |     |        |     |       |
|                   |     |        |     |       |
|                   |     |        |     |       |
| 早退議員<br><br>(名)   |     |        |     |       |
|                   |     |        |     |       |
|                   |     |        |     |       |

|                                 |             |           |           |         |
|---------------------------------|-------------|-----------|-----------|---------|
| 事務局出席<br>職員職氏名                  | 議会事務局長      | 舟 引 新     | 書 記       | 鎌 田 康 正 |
|                                 | 書 記         | 高 橋 真 弓   |           |         |
| 説明のため出席<br>した者の職氏名<br><br>(20名) | 町 長         | 庵 途 典 章   | 副 町 長     | 坪 内 頼 男 |
|                                 | 教 育 長       | 平 田 秀 三   | 総 務 課 長   | 森 下 守   |
|                                 | 企画防災課長      | 久 保 正 彦   | 税 務 課 長   | 敏 蔭 高 弘 |
|                                 | 住 民 課 長     | 岡 本 隆 文   | 健康福祉課長    | 大 永 克 司 |
|                                 | 高年介護課長      | 藤 木 卓     | 農林振興課長    | 加 藤 逸 生 |
|                                 | 商工観光課長      | 森 田 善 章   | 建 設 課 長   | 横 山 重 明 |
|                                 | 上下水道課長      | 松 井 寿 登 司 | 天文台公園長    | 谷 口 俊 廣 |
|                                 | 上 月 支 所 長   | 和 田 始     | 南 光 支 所 長 | 三 角 雅 昭 |
|                                 | 三日月支所長      | 船 引 和 範   | 会 計 課 長   | 高 見 寛 治 |
|                                 | 教 育 課 長     | 尾 崎 文 昭   | 生涯学習課長    | 服 部 憲 靖 |
|                                 |             |           |           |         |
|                                 |             |           |           |         |
|                                 |             |           |           |         |
| 欠 席 者<br><br>(名)                |             |           |           |         |
|                                 |             |           |           |         |
|                                 |             |           |           |         |
| 遅 刻 者<br><br>(名)                |             |           |           |         |
|                                 |             |           |           |         |
|                                 |             |           |           |         |
| 早 退 者<br><br>(名)                |             |           |           |         |
|                                 |             |           |           |         |
|                                 |             |           |           |         |
| 議 事 日 程                         | 別 紙 の と お り |           |           |         |

---

## 【本日の会議に付した案件】

---

### 日程第 1．一般質問

---

午前 10 時 00 分 開議

議長（岡本安夫君） おはようございます。皆様には、おそろいでご出席を賜り誠に御苦労さまでございます。

間もなく十五夜でおなじみの中秋を迎えます。秋は、いろいろと趣もある季節なんですけれども、ご承知のとおり昨日から今朝にかけて秋の長雨ということで、結構な雨も降りました。また、これから本格的な台風シーズンを迎えるということで、非常に心配な面もあります。

また、今月は、町主催の敬老会、あるいは小中学校の運動会など、非常にたくさんの行事があります。議員の皆さんには、できる限り出席いただくようよろしくお願いします。

今日から、2 日間にわたりまして一般質問です。秋だからと特別にいうわけじゃないんですけれども、どうか実りある活発な議論が展開されるよう期待します。

それでは、座って失礼します。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守いただくようお願いします。

それでは、直ちに日程に入ります。

---

### 日程第 1．一般質問

議長（岡本安夫君） 日程第 1 は、一般質問であります。

8 名の議員からの質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名します。

まず、初めに 7 番、岡本義次君の発言を許可します。

〔7 番 岡本義次君 登壇〕

7 番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。7 番議席、岡本義次でございます。よろしくお願いいたします。

朝夕がめっきり涼しくなり、鈴虫もコーラス、合唱をしておりますけれども、台風 10 号につきまして、佐用は来なくてよかったということでございますけれども、岩手県、北海道に多大な被害をもたらしました。岩手県でも 19 人の方が亡くなり、不明者が、まだ、5 人いらっしゃるということで、どことも大被害が次から次へと日本にやってきます。日本の国もお金は何ぼあっても足りないというような状態でございます。

被害を受けられた皆様には、心からのお見舞いを申し上げます。

本日は、3 件の一般質問をしております。1 件目につきましては、学校統合の検証と通学路の安全確保についてでございます。

2 件目は、選挙について。

3 件目の特産物等観光振興については、議員席からの質問とさせていただきます。

それでは、1 番の学校統合の検証と通学路の安全確保について、一般質問をいたします。

小学校が統合してから、一年余りがたちました。そこで次のことを伺っていきます。

1つ、学力は、以前と比べ統合後はどうなったのでしょうか。

1つ、スクールバスになり、体力は以前と比べ統合後はどうなったのでしょうか。

1つ、本は平均何冊ぐらい読んでいるのでしょうか。小学校と中学校との別にわかれば教えてください。

4、1つ、挨拶はよくできていますか。小学校と中学校、それぞれについても聞かせてください。

1つ、統合してから、以前と以後のよかった点、悪かった点。学校によりどれくらいの上記ばらつきがあるのか、そこらへんについても教えてください。

1つ、小学校の不登校の数がありますか。

1つ、中学校の不登校の数がありますか。

1つ、上上月のホタルドームに行く、歩道が通行止めになっている箇所があり、危ないと思いますが、このことを教育長等にご存じでしょうか。伺っていきます。

1つ、早瀬2の通学道路に家屋が倒れかかっており、危険な状態であるのも知っているのでしょうか。このことについて伺っていきます。ひとつよろしく願いいたします。

議長（岡本安夫君）

教育長、答弁をお願いします。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君）

おはようございます。

それでは、ただ今、質問のありました岡本義次議員の学校統合の検証と通学路の安全確保についてにお答えいたします。

小学校が統合してから、一年余りがたちました。そこで次のことを伺っていきますとありますが、答弁させていただく前に、佐用町学校規模適正化推進計画についてご説明させていただきます。

この学校規模適正化推進計画は、教育基本法第17条第2項に規定します、佐用町教育振興基本計画の重点目標5、社会の変化に対応する学校・園をつくるとして、学校・園規模適正化の推進をすることとして、その推進計画として策定したものでございます。

また、規模適正化推進の背景には、全国的な少子高齢化、核家族化の進行、人間関係の希薄化などさまざまな変化が急速に進み、学校や子供たちを取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしており、本町においては、子供の極端な減少が課題となっている。

として、1つ、小学校における複式学級の増加。1学級10人以下の学級数の増加。クラス替えができないことによる人間関係の固定化など、学校の活力や子供たちの集団としての高まりも得にくくなる状況であるとして、早急に学校・園の適正規模の検討、規模適正化推進計画の策定し、保護者や地域住民の理解を得ながら年次的に推進すると明記しております。

さらに、この佐用町学校規模適正化推進計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間として、三日月地域を除く各地域に「その地域の新小学校」が設置されたものの、現在、その半分の期間を経過したところでございます。

こうした中で、岡本義次議員・通告書の「小学校が統合してから、一年余りがたちました。」とは、上月地域のみのことをお尋ねかと思いますが、この学校規模適正化の推進は、佐用町教育振興基本計画に基づく、佐用町全体の学校・園における教育環境を整えるための計画でございます。したがって、そうした視点から、質問にお答えさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

まず1点目の学力は、以前と比べ統合後はどうなのかというご質問ですが、そもそも統合は、子供たちのより良い教育環境を整備することを目的としております。統合により、これまで固定化していた人間関係が新しい友達ができ学校へ行くのが楽しい等の子供たちの声があるように、新しい人間関係が生まれ、過小規模校とは違った学校の活力が生まれ、子供たちの集団としての高まりが見られるところで、学力向上については、統合以前から、学校教育の柱として取り組んでいるところです。

これまで実施してきた町の学力調査の結果から見ますと、佐用町全体の学力は、少しずつではありますが上昇傾向にあります。これは、集団としての高まりがあったことが一つの要因であると考えられますが、各学校での集団を生かした取り組みが等が学力向上につながっているのではないかと考えております。

2点目のスクールバスになり、体力は以前と比べ統合後はどうなのかというご質問ですが、スクールバスが体力の低下につながるということが言われることがありますが、全国的に見ても、子供たちの体力の低下が問題とされております。

これまで実施してきた体力調査の結果から佐用町全体を見た場合、ここ2年ほど、数値として体力の低下はあらわれておりません。佐用町は各小学校ともスクールバスがありますので、今後もこれまで以上に外遊びを奨励し、体育等の授業での基礎体力づくりの継続をしていこうと、指導していきたいと、このように考えております。

3点目の本は平均何冊読んでいるのか。小中学校別というご質問ですが、毎月何冊の本を読んでいるかを調査しておりますので、それについてお答えいたします。

月に4冊以上の本を読む児童生徒は、小学生で約50パーセント、中学生では約12パーセントです。月に1から3冊程度の本を読むのは、小学生では約40パーセント、中学生は71パーセントとなっております。したがって、それぞれ小学校、中学校とも月に1冊以上は90パーセント以上の子供が読んでいるということになります。

ただ、学校以外でほとんど本を読まないという子供も、小学生で約10パーセント、中学生でも約17パーセントほどありますが、これまでの調査と比較しましても、読書量は増えつつあります。本を読まない生徒は減少傾向にありますので、今後も学校だけの読書ではなく、本に親しむ機会や家族読書などの活動、町の図書館や家庭とも連携し、読書の魅力を伝えていきたいと、このように考えております。

4点目の挨拶はよくできているのか。小中学校別というご質問ですが、各学校において、家庭や地域の方々から子供たちの挨拶についての評価は、小学校ではおおむねできているという評価をいただいております。また、中学校では、場面場面あるいは、個人個人で、できていたりできていなかったする場合もあるよというように評価をいただいております。

各学校とも、学校教育目標には、挨拶をはじめ、基本的な生活習慣の育成を上げており、特に、朝の校門での挨拶運動や日常の指導を通し、学校だけの挨拶ではなく、地域の方々、出会った方々への挨拶等、その大切さを指導しているところでございます。今後も継続した指導を行っていきたいと思っております。

5点目の、統合してから、以前と以後の良かった点、悪かった点というご質問ですが、まず良かった点は、先ほども申しましたように、統合する以前にはなかった人間関係が生まれたことです。統合当初は、以前の学校にいた者同士で集団をつくることができました。しかし、今では、新しい仲間ができ、体育、音楽等の集団での活動ができるようになりました。また、国語や算数においても、グループで話し合ったり、グループ同士で発表し合ったりして、さまざまな意見を交わすことで子供たちの考えをより深める活動が増えております。

しかし、その一方で、地域での学習が、どうしても学校周辺に多くなり、統合以前の学

校周辺で行われていた教育活動が少なくなっている現状が、確かにあります。小学校における自然とのふれあい、体験活動等は、時間確保の観点から、どうしても学校周辺で行うことが多くなります。学校から離れた場所での学習は、スクールバス等を使っただけの移動となり、時間確保の問題から、校区全体の地域を生かした活動は減少しているのが事実です。

地域の方々からも、子供たちの声が聞こえる機会が少なくなったという声もお聞きします。自分たちの通う学校の校区を知ることは、ふるさとを愛する心を育てる第一歩と考えますので、今後もその視点に立って、計画的に地域学習を進め、地域の中の学校としての教育活動のあり方について指導していきたいと、このように考えております。

6点目と7点目の小中学校の不登校生の数というご質問ですが、県教育委員会では、年間の欠席が30日以上を超えるかどうかを不登校を判断する1つの基準としています。その基準からみると、7月31日現在、小学校ではゼロ、中学校では1名います。

不登校や不登校傾向の児童生徒に対しては、今年度より町費で配置していただきましたスクールソーシャルワーカーを中心に、本人だけでなく、家庭、関係機関に積極的に関わっていただいています。その結果、不登校の中学生においては、次の新しい目標を見つけ、それに向けて前向きに取り組もうとし始めているところです。今後も、関係機関との連携を密にし、不登校生を出さないよう取り組んでいきたいと、このように考えております。

8点目の上上月のホタルドームに行く歩道が通行止めになっている箇所があり、危ないと思うが知っているのかとのご質問ですが、この歩道の未改修箇所につきましては、学校・教育委員会事務局とも以前から確認しているところです。

先般、町建設課を介して光都土木事務所に、本未整備箇所の国道179号線の歩道整備につきまして確認しましたところ、旧上月町時代からの要望箇所ではあるが、用地補償・物件補償等、膨大な費用が必要となり、その予算確保が非常に困難で、なかなか進捗が図れないとのことでした。

現在、未整備箇所ではありますが、徒歩通学には支障がないというように学校からは報告を受けておりますが、通学路の変更を学校長に指示し、他の通学路と同様、他の通学路と言いますのは、自転車通学の児童、生徒と同様に安全面への指導を徹底するように指示しております。

9点目の早瀬2の通学道路に家屋が倒れかかって、危険な状態であるのも知っているかとのご質問ですが、8点目と同様に、以前から事務局職員に現地を確認させ、また、学校とも協議し、周知しているところでございます。その対策として、倒れかかっている家屋の付近を登下校する際には、家屋から遠い方の道路端を通行するように指導し、通行の安全を確保しているところでございます。

以上のような状況なのですが、この8点目、9点目の2点につきまして、岡本義次議員から、ある日突然、私の自宅にFAXが入ってきました。関係者へ連絡を取れというFAX内容だったんですが、家族のほうも何のことかと非常に困惑しております。こうした件につきましては、学校事務局、教育委員会事務局がございまして、以後、このようなことがないように、よろしくお願いいたしまして、質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 統合まして1年というのは、それは、そういう計画のもとで、既に利神とかされておりました。

しかし、どう言うんですか、学力についても佐用町は少しずつ向上しておるということを知ったわけですが、これはやはり統合して、新しい友達ができることによって、今までの固定観念なのか、いわゆる硬直したクラスもかわらない。そして友達も少ない中でしていったよりは、子供たちが活発化になってよくなって来たということは、喜ばしいことじゃないかと思っております。

体力についても、スクールバスで、どうしても送り迎えする。送迎するということであれば、毎日、真盛とか山脇の方でも、今まで歩いて行きよった分が、今度、バスになったわけですね。そこらへん親から、そういう希望があったのかどうか、いわゆる何キロ以上という1つの数値の中で、そういう措置がとられたんでしょうけれど、私は、子供たちは、毎日歩いて、暑い時は汗をかき、そして寒い時には、歩くことによって、体がひとりで鍛えられいくというふうに思ったりしておりますが、山脇とか真盛の分については、学校からのスクールバスの配置か、それとも地元の親からの乗せて行ってくれという、そういう要望があったのか、そこらへんについては、どんなんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 山脇、真盛のスクールバスにつきましては、二通りあります。

と言いますのは、元々からスクールバスの停留所は、各それぞれの集落に1カ所というようにしておりますので、山脇につきましては、親の希望で、私たちは歩かせますということで、手前のほうにつきましては、山脇の学校に近いほうは歩いております。

遠いほう。山脇も非常に南北に長い集落でありますので、下のほうについては、私たちは、人数も少ないのでバスに乗せたいという希望で、その子供たちだけはバスに乗っております。

ですから、それぞれの地域によって、さまざまな状況で、地域と学校と話し合いの結果、そういうように決定しております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） そこらへん、やっぱり毎日が歩くということについては、やっぱり人間、大人の方でも夕方、朝でも、そういうウォーキングということで歩いて健康保持に努められておりますけれど、子供たちも近くのほうは、親が歩かせますということで、歩いて行って、人数も少ない遠いところはバスに乗せてくださいと言われたそうですけれど、私は、その歩くことによって、やっぱりだんだんと体力的には落ちてくるんじゃないか思うんですよ。

昔、私たちの新宿や大日山の子でも、誰かよく運動会でもマラソンでも、よく走る子が確かおりました。

ですから、そういう毎日が、そういう体力の運動につながって、元気な子ができたんじゃないかなと思っております。

そこらへんについては、学校として、そういうどことも佐用郡の何キロ以上はバスという中で、体力を補う面で、外で遊ばすようには持っていっておるということですが、どういふ格好の中で、学校として、例えば、昼の時間でも、朝でも音楽かけて、

例え、その子供の体力にあって、運動場をよく走る子は、10回でも15回でも走り、今、けがしておるとか、体の体調が不良な方は歩くような格好でも2、3回でも運動場歩いて、毎日それ続けるというような、そういうふうなことはされておりますか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 今、岡本議員の質問のあったように、学校としても、当然、体力づくりという観点から、日々の体育の時間等、また、この秋口からは耐寒かけ足という名前のもとに走らせたりということは全ての学校でやっております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） その耐寒かけ足というのは、毎日ですか。それとも、そういう寒い、その時期だけのマラソン大会がある前だけとか、それはどんなんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 耐寒かけ足という名前のもとにやっておりますので、これについては、だいたい10月ごろから1月、2月ごろまで。だいたい、そのあたりが中心です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） そういう10月から、そういう寒い時じゃなくって、暑い時でも、やっぱり汗かいてでも、ブルブル汗かいてでも、その体力、ずっと続けることによって、風邪も引かんようになるし、食事、何でもおいしく食べるということにつながっていくと思いますので、汗かいてでも頑張って走るということで、根性もまたできてくるんじゃないかと思います。

その期間を限定せずに、ある程度、その音楽をかけながら、楽しく走る。先生も走ってみると、そういうふうには持っていっていただきたいと思います。

それから、本のことに付きましても、4冊以上というの50パーセント、中学校が12パーセントとなっております。これ月に4冊。今日日、スマホとかインターネットがはやって、なかなか本に目を通すということは少なくなってきておりますけれど、前にも何か朝の読書週間を設けたりしておるということでございますが、そういういい本については、やっぱりみんなの前で読んだ感想を一週間に1回の全校生徒の前、5分であっても、みんなに周知いうのか、この本はよかったですよ。皆さんも読んでみてくださいと、そういうようなことはされておりますか。



〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 学校教育の教育課程に基づいた学校運営上のことですので、それについては、各学校長に任せておるんですけれども、今、質問の内容から、ちょっと察するに、それに似たようなことであれば、当然、図書館を中心とした、そういった活動の中で、図書館の係というのがおりますので、当然、図書館の中に、今月の奨励する本であったりとか、それから学校、それぞれの学級ごとの対応はしておると、このように考えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 校長に任せておるということでございますけれど、月何回かの校長会があったり、また、そういう先生の研修があると思います。ですから、それを各担任の先生が子供たち、例え 5 分でも取り入れて、みんなの前で、この本読んでみてよかった。皆さんも読んでみてくださいというふうに、だんだんと、その輪を広げることによって、やっぱり本は自分の知らないことを教えてくれます。歴史のことでも、これからの未来のことでも、やっぱりある程度、こうやって本によって人間は成長していくものでございますので、少しでも 1 冊でも多く本を読むように、子供たちに、そういうように、校長会とか、そういう先生の指導の時、口を酸っぱくしてでも言って、佐用の子供たちが本をたくさん読みよるぞ。何でも知っておるぞというふうにしてやっていただきたいと思います。

それから、不登校の子供たちが 30 日の 1 つの限定があるわけでございますが、小学校ゼロで中学生 1 人ということでございます。この 1 人というのは、去年、その前、今、28 年でございますので、27 年、26 年と比べては、どうなんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） その 1 人の今現在不登校傾向のある生徒のことを聞いておられるんでしょうか。それとも全体のことを…。

7 番（岡本義次君） 全体で。

教育長（平田秀三君） 全体的に言いますと、去年は 3 名おりました。それが、その子たちは全部卒業しましたので、今現在 1 名になっておるという状況です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 昨年 3 名ということで、その 26 年につきましても、どういう状態で、

今、その3名から1名になったということは、2人の方、人数で言えば少なくなって、ええ方向にあるんですけど、過去3年、去年は3名、26年については、どんなですか。その前の。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 26年も3名でした。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） うちの方にしたら、親にしても、おじいちゃん、おばあちゃんにしても、自分の子供たちが学校へ行かずに家で引きこもっておるということであれば、大変心配なことでございます。

ですから、少しでも元気になるように、そして、学校へ行けるように、先生、大変でしょうけれど、いろいろなことを試みながら元気になって学校へ登校できるように、ひとつやっていただきたいと思います。

それから、さっき教育長は、教育委員会へ2回足運んだんですよ。そしたら、教育長が会議があったり、いらっしゃらなくて、それで私、教育長のところへFAX送らせてもらったんですけど、このことにつきまして、やはり、その当事者からごっつう言われたんですよ。ですから、そこらへんについて、そういうことも含めて教育長に、その内容もお伝えせんなんと思って、連絡させてもらったわけですが、今の国道の歩道のところにも段差があったり、まだ、未買収地であるということで、私、テクノの国道管理のほうにも電話したんですよ。そしたら、その課長が、今年、転勤で変わっておるんですね。そしたら、後の課長が、そういう中身を、あまり引き継ぎができてなかったのかどうか、もうひとつ何かはっきり知らないんですよ。ですから、何ちゅうお粗末なところやなと思ったんですけど。

やっぱり、そういう大事なことは、ちゃんと引き継ぎ事項に書いて、そして、その当事者のお家は、いつでも来てもらったら話に応じますよって言うてくれておるんですよ。

ですから、そういう短い、距離が4、5メートルほどやし、どう言うんですか、段差があつて通れなくなった未買収地があるんですけど、もし、そういう予算がないのであれば、借りてでも通れるようにして、あそこ国道を車がどんどん通りますし、ホテルドームへよそから来て、いろいろな大会がありますね。ですから、どんどん、どんどん、あそこ通って行っておるんですよ。ですから、あそこらへん、外回りして、もし、車に接触したり、けがしたり、大きな、そういう人身事故でも起きたら大変ですし、ですから、そこらへんは借りてでも通行してもらおうと。

買うて、その段差もなくするというのが一番ベターなんですけれど、そこらへんは、教育委員会なり建設課としては、どういうふうにテクノの光都のほうへ話をされたんでしょうか。中身についてお答えください。

〔建設課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、建設課長。

建設課長（横山重明君） お答えします。

この件につきまして、光都土木事務所の道路2課のほうへ確認いたしました。

先ほど、教育長の答弁のとおり未買収の土地があるということで、今回の件について、内容を確認しますと、県のほうも、それ以降調査しましたところ、未買収地があるということで認識しております。

以前から、先ほども教育長が答弁しておりますように、旧町時代から危険な箇所であるということがあって、以前から要望はしておるんですが、なかなか進捗としてはできていない状況ではあります。

今後、県のほうといたしましても、地元関係者等とも協議しながら、改修できるようであれば、検討はしていきたいというふうにはお聞きしております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 私も光都へ、直接、道路課長とお話しした時に、その前の前任者の道路課長が転勤して、それがちょっと、私もわからんという言い方しておりました。

そしたら、用地課の管轄で、それをしよんだらうかいうことで、何言うとなや言うて、あんたらな、バレーボールみたいな突きあいしたらあかんど、私は言うたところなんです。たかが4、5メートル、幅知れておるんですよ。

行って、現地、教育長も、この間、運動会へ行かれて、行きと帰りにご覧になったと思うんですけど、やっぱり、そういうようなところを、いつまでも放っておいて、もし、そういう（聴取不能）、ほな本人は、いつでも来てください。話に応じますよと、当事者言うておるんですよ。

ですから、そういうことを、いつまでも、こういう検討、検討ということであれば、いつ、それができるのか、そういうことじゃあ、私は、やっぱり行政として、そういう危険な箇所については、少しでも皆さんの安心、安全のために、子供たちに、もし事故でもあって、そして、ホテルドームで大きな大会があった時に、役場へバスとめて、そこから歩道を通して、どんどん、どんどん歩いて来よるんですよ。それご存じでしょう。

ですから、今、例えば、前、保育園があったところが、大きな駐車場になっておりますが、あそこからだったら歩いて行ってもホテルドームのそこへ真っ直ぐ出るような格好になりますので、そのほうが安心じゃないかと思いますが、そこらへんについては、教育長として、どのように思っていると思いますか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 子供たちの通学について、いろいろと危険な箇所があるという点については、このへんは地域ともよく対策も一緒に考えながら、教育委員会としても安全な通学路がある場合には、そちらのほうへ通学するように、学校にも指導して、それは、当然、PTA等も含めて、通学路の変更ということも適宜柔軟に行っていけばいいわけです。

今回も、そういう箇所について、別のルートで安全な通学路がありますから、当面は、

そういう対策をするということであります。

それから、国道のそうした歩道の整備等、これは県のほうに、当然、お願いをしていかないかん話なんですけれども、この箇所も、私も以前からそこは知っています。

答弁にも書いてあるように、合併以前の上月町の時から、あの形、当然、歩道としては、整備は一旦、一時の整備がされているわけですね。その中で、後、改良工事をされた中で、その部分が鉄板を引いて、ほかのとこと比べると、足元が段差ができるような、そういう状態に残っているということです。これは、ほかのずっとつながっていく道路ですから、同じような改良をしてほしいと。

ただ、そのことに、岡本議員は、当事者は、いつでも話ができるんだと、簡単に言われるんですけども、ここは、そのお家が関係している前のところの歩道部分というのは、その方だけの境界とか、土地の問題ではない。ほかの方も含めたところで、なかなか公図上も境界を確定をすることが非常に難しい。そういうように、私は、聞いております。

ですから、そういう点も含めて、そうした土地を取得して、きちっと分筆をして行っていくということ、これをしようとする、非常に経費もかかり、なかなか今まで光都土木としても、当然、わかっていながら先々になってきているという経過はあるんだというふうに思います。

どうしても、こういう箇所が残っているところというのは、土地の問題とか、お互いに隣同士との境界の設定が、なかなか難しいとか、そういう点の難しさがあって、どうしても残ってしまうということは、これは、まあまあ、どこにもある状況なんですけれども、これは当然、町として、学校の通学路だけの問題ではなくて、通常の交通の安全として、そういう整備をお願いをしていくということは、これは当然、継続して行っていきたいと考えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） それは、すぐには買収できなかったら、借りるという手もありますので、そこらへんについては、光都と十分話して、子供たち、また、一般の人たちも続けて歩道通って行き来できるように、ひとつお願いしたいと思います。

それから、早瀬 2 の家屋の倒れかかった分については、道路の端いうんですか、近くじゃない、遠いほうを歩きなさいという指示をしておるということでございますけれども、やはり相手の家屋の方との話の交渉はどのようにされたのでしょうか。

町長（庵逄典章君） 危険家屋として、企画のほうやからな。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 老朽危険家屋の適正管理に対する要綱を、今年度から施行したところをご存じのとおりですね。

それに基づきまして、庁舎内会議、それから空き家除却部会という会議を開いておりますけれども、その中で、この物件につきましては、指導したらどうかということになりまして、8 月 29 日付で、当事者ですね、この空き家の管理者、持ち主に対して適正管理に

関する指導書を送っております。

この指導の中では、現に危険な状態にあるということ。また、危険な状態になるおそれがあるということで、速やかに措置を講じられるようにということで指導をしておりまして、指導の内容は、建物の倒壊防止及び落下又は飛散の防止。それから、敷地内の立竹木の管理ということで指導をいたしております。

その後、当事者の方が役場にお見えになりました。9月に入ってからですね。その中で、当事者も以前から気にしておられたということで、今後、何らかの対応をしていきたいという返事をいただいているところでございます。以上でございます。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） その箇所につきましては、かなり以前にも、山本議員からも多分お話があって、そうした今、教育委員会のほうとしても、よく承知をしております。

ですから、教育長が知っているというのかという話ではなくて、教育委員会としても、もう以前に、そういう指摘を受けて、地域との、自治会長とのお話もさせていただいて、そして今は、対策としては、道路、家屋から離れた側の端を通学として通るように、そういう指示をして、そこにバリカーを置いてというような対策を、当然、しているわけです。

その後、今回、そうした条例ができましたので、今、企画防災課長が申しましたように、本人にも通知をして、その持ち主のほうも、この家屋を何とか対策したい。撤去したいというような方向で、今、話をされておりますので、ですから、いろんな方の目を見ていただいている中で、当然、いろんなお話は、それぞれからいただくわけですがけれども、この件については、以前から十分に、その話は承知をして、対策も順次やっているというふうにご認識いただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 通学路でもありますし、その近所の子供たちが上へ上がったりする時に、やはり、そういう子供のことでございますので、無意識の中で、いわゆる遠いほうじゃなくって、内側のほうでも遊びよって、上がったり下がったりした時に、瓦の、風が吹いたり、今日日、大雨の中で、台風でも来る、これからの季節でございます。ですから、季節のそういう家屋が倒れかかる。また、瓦が飛んでくるということも考えられますので、今度、そういう1つの新しい何ができ、国や県、そして町も合わせて金の補助が出るということでございますので、ぜひ、そういう補助を相手の方にも伝えて、そして、少しでも早く危なくないような格好の中で、ある程度、それは指導書を出しておるということでございますが、ある程度、期限が切った指導書ですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 期限というようなものはございません。

あくまで指導書でございますので、適正に管理をしていただくように指導をするというものでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 指導書を出しておるからと言って、放っておくんじゃなくて、ある程度、やはり 10 日たち、20 日たち、1 月たちすれば、やっぱり向こうの人に勧告なりしていただいて、少しでも早く、その危険家屋を整理してもらいなりしてもらうような格好の中で、ぜひ動いていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

そしたら 2 点目の選挙について入らせてもらいます。

選挙の会場が少なくなり、自分で運転ができない人など、その対策として町のバスで送り迎え等をして、評価できますが、奥海、淀など選挙会場がない集落へ役場職員や自治会長立ち会いのもと、時間指定をしながらでも、投票箱を持って回っての選挙というのは、そういうことはできないのでしょうか。お伺いします。

議長（岡本安夫君） 町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 今日、初めて登壇をさせていただきましたので、改めて、おはようございます。

昨日から、かなりの雨も今日も降っております。秋雨前線の影響で、これからしばらく、ぐずついた天気が続くような予報が出ておりますし、台風も次々と発生をして、かなり巨大、大きく発達している状況で、これから進路が、ちょうど日本のほうに向かってくるというような時期を迎えます。これからが台風シーズンという中で、十分にそれぞれ備えをし、警戒をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

この本議会、一般質問におきましては、もう岡本議員が第 1 番目でご質問をいただいておりますけれども、今日、明日にかけまして 8 名の議員の皆さんから通告をいただいております。それぞれ精一杯、できる限りのお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、岡本議員の 2 点目のご質問でございます選挙についてということで、奥海や淀など選挙会場がない集落へ役場職員や自治会長立ち会いのもとに、時間指定をしながら、投票箱を持って回って、選挙をしてもらうということができないかというようなご質問にお答えをさせていただきます。

投票区の見直しにつきましては、本年 3 月 2 日の選挙管理委員会にて決定をされ、去る 7 月 10 日に執行されました参議院議員通常選挙から適用がされております。投票区を見直したことによって、投票所までの距離が遠距離になった 39 集落の有権者に対しまして、支援措置として、午前、午後 2 回の送迎を実施をいたしました。先般の参議院のその選挙では、ご利用者は想像していたよりかは少なく、55 名の利用にとどまったという結果になっております。

投票箱を持って回って選挙をしてもらうという方法、これは、高齢化が進む佐用町においては、これが簡単にできれば有効な方法ではございますが、当然、多くの困難な課題がございます。

第1に、公職選挙法施行令第32条の規定では、投票所において、投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所及び設備を有していなければならないというふうになっております。特にほかの投票所との二重投票防止の措置を講じる必要がございます。そのためには、パソコンをオンラインでつなぎ、即座に有権者情報や投票状況を各投票所と共有をしなければならないために、技術的な面や経費的な面で大きな課題となります。

第2に、公職選挙法第53条によれば、投票所を閉じる時刻には投票箱を閉鎖をし、何人もそれ以後の投票をすることができないことを規定されていることから、投票所ごとに別の投票箱を用意する必要がございます。そのために、管理すべき投票箱の数が膨大になります。

第3に、同法第41条の規定によりますと、投票所はその設置場所や設置期間をあらかじめ告示することとされているために、投票時刻を限定しなければなりません。そのため投票場所ごとに投票時間を設定することとなり、設定時間帯以外の時間帯に投票できない方も出てくることになります。佐用町では、先の参議院選挙で実施をいたしましたように、投票日当日において、一部の地域での送迎も行い、期日前投票においては、交通手段のない方への外出支援サービスの活用などもしていただいて、投票を行っていただきたいと考えております。現在の投票方法及び送迎のサービスということを、今後、しばらくこれを継続をしていきたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） オンラインで二重防止ということで、そういう、どう言うんですか、チェックしていけば、二重防止には、そういうことは、なかなか起きないんじゃないかと思うんですけれど、なかなか鎖錠するとか、多くの公職の人に32条によって公正な場所でやるというように決められておるらしいですけれど、やっぱり時代とともに、年老いた方が増えてきて、だんだんと寂れていく中で、いわゆる定期健康診断と一緒に、だんだん、だんだんと、そういう場所が少なくなっておるだけに、今後、今すぐにはできなくなっても、近い将来に、そういうふうやっていくべき1つの手段として、総務課長や、そういう対策のほうで検討していく必要があるんじゃないかと思います。

これにつきましては、以上といたします。

それから、3つ目の特産物と観光振興について伺います。

先だって、特産物の勉強会をされたと聞きました。どんなメンバーと、どういう取り組みをされたのでしょうか。

今年は特産物の取り組みの予算は幾らなのでしょう。

また、学校とは、どこの学校と組んでやっておりますか。

町長が昨年ミラノの食の博覧会や今年台湾へ旅客誘致の視察に行かれたが佐用町にも取り入れるものがあつたのでしょうか。

それと、大撫山をもっと有効に生かす方策があると思いますが、どうでしょうか。そのことについて伺っていきます。

議長（岡本安夫君） 町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、3点目の特産物と観光振興についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、特産物の勉強会をされてと聞いたが、どんなメンバーとどういう取り組みをされたのでしょうかというご質問でございますが、農林振興課で実施をさせておりますのは、地方創生加速化交付金事業により、8月4日に開催をいたしました佐用町の特産物を活用した商品づくり塾がございます。

この塾では、佐用町内で育てられた農産物や町内でつくられた加工品などに磨きをかけ、商品の魅力アップや収益アップにつなげ、佐用町の活性化に結びつけていくことを目的として開催をいたしましたところ、町内事業者の24団体の方にご参加をいただいております。

今後、個別相談を通じて、それぞれの商品の市場価値を引き上げる取り組みを進め、特産品のガイドブックの作成や、商談会への出展などにより、販路をより拡大する施策を行っていくことといたしております。

また、同じく地方創生加速化交付金事業により本年度より実施をいたしております「いきいき帰農塾」では、農業の基本からの技術指導を行い、定年後60歳からでも、また、小規模でも本格的な農業を行っていただくことが可能となるよう取り組んでおります。

現在、果樹と野菜の2コースで、それぞれ20名の方にご参加をいただき、果樹では専門技術を、野菜では初心者に必要な技術を学んでいただいております。

もう1つの取り組みは、佐用町内の直売所等により組織をされております佐用町直売所連絡協議会による「野菜の学校」を3月と7月に開催をいたしました。ここでは、直売所へ出荷していただく農家の増加を目的として、普段の作物栽培に役立つ知識を伝授するという取り組みで、大変これは好評を得ております。

帰農塾と野菜の学校の基本的な考え方は、高齢化により野菜や果物を生産される農家が減少傾向であるために、60歳前後の方に知識を習得していただくことで、農業生産力の向上を図ろうとするもので、農業知識を向上することで、農産物の出荷時期をずらすことなどが可能となって、農業生産力のアップにつなげたいとの思いでございます。

また、特産物の取り組みに関する予算は幾らあげていますかということについてでございますが、農林振興課や商工観光課において、各種作物への補助や振興団体を通じた助成、商工会を通じての支援など、特産物を育成・支援するための予算のほかに、地方創生加速化交付金事業に特化した予算の執行を計画をしているところでございますが、特産物の取り組みの事業の予算というふうに限定して言われて、質問がされておるわけではありますが、直接的な、この支援、また間接的なもの、また、ハード、例えば、昨年行いました上月の加工所のような、みその貯蔵所をつくったり、そういうことも含めたハード、それから、先ほど、帰農塾とか、そういうようなソフト事業、そういうもののいろんな形で総合的に取り組んでいるわけでありまして、そこから、この特産物の取り組みに関する予算というものを、細かく、これを拾い上げるというのは、なかなか、限定して難しい。見方によって違いますから。ただ、相当の予算は、毎年予算化をして取り組んでいることだけは、間違いございません。これは、そうしたハード事業なんかも含めると、それはすぐにわかっていたいただくと、予算書を見ていただければわかっていたいただくとおもいますが、1億、2億円の当然予算は予算化をして執行をしているところでございます。

また、学校とはどこの学校と取り組んでいますかということですが、特産物関係では、地元の佐用高等学校の農業科学科、家政科との連携によりまして、次代を担う若者のスキルアップに寄与するよう事業展開をいたしております。

加速化交付金事業の薬草栽培におきましては、兵庫県立大学のご協力を得て、製薬会社



や大学、その他研究機関との連絡調整などに尽力をいただいております。

また、台湾等へのトップセールスにつきましては兵庫・鳥取・岡山県三県境地域創生会議といたしまして、美作市や西粟倉村、宍粟市、上郡町らとともに7月14日から16日の3日間、台湾に行つてまいりました。

3日の間に延べ23社の旅行社へのセールスと台湾観光協会・台湾交通部観光局への訪問活動も行つてまいりました。

その概要は、昨年は台湾から日本への旅行客は370万人でリピーターも多くあるため日本を知り尽くしているので、また、新しい体験をしたいというニーズもあるようでございます。

例えば、農業体験や学生ツアー、古民家ホームステイといったニーズでございますが、いずれも個人ではなくて団体受け入れが可能かどうかツアーの組み込みの条件となります。

三県境で制作をしたプロモーションビデオで、佐用町の天文台やひまわり畑を映しますと、感嘆の声が上がるほど興味を示され、観光や、また教育資源として活用ができそうなものがあるということですが、観光客を誘致をして外貨を落としていただくためには、安定して提供できる団体用の宿泊施設が必要でありまして、佐用町単独では、これはなかなか難しい面がございます。そのために、三県境の連携が必要だというふうに考えております。

タッチ・ザ・ジャパンにつきましては、日程の関係上、最終日に短時間しか会場にとどまることができませんでしたが、その間にアンケート調査等を実施をいたしております。

全体で58ブースの出展がありまして、行政関係、観光協会関係の出展は約2割の12店で行ってまいりました。

出展費用も簡単な出展では10万円ぐらいから200万円までというふうにお聞きしましたが、開設を業者委託するか、また、自前で行うか、スタッフの人数の多少、記念品というふうなものを用意されているブースも、それぞれたくさんありましたので、その記念品の内容等をいろいろと、その差はございます。

三県境といたしましては来年度の本イベントへの出展につきましては費用対効果等も考慮して、十分慎重に検討しなければならないという印象を持っております。

最後のご質問の大撫山をもっと生かす方策があると思うがということについてでございますが、大撫山を活用した観光振興につきましては、これは以前から西はりま天文台公園を抜きに語ることができませんので、まず、西はりま天文台公園の現況についてのご報告をさせていただきます。

兵庫県のCSR施設として、平成2年にオープンをいたしました西はりま天文台公園は、建設から26年を経過をして、入園者数は累計230万人を超え、ここ数年来、年間約6万人の方にご利用をいただいております。

平成24年からは、兵庫県立大学に所管が移りましたが、ご承知のように、公開天文台として世界最大口径の2メートルの「なゆた望遠鏡」の特性を最大限に生かして、開園当初からの運営理念である天文研究活動と生涯学習活動の2つの機能を大切な柱に据えて、参加体験のできる公開施設としての活動展開を行っております。また、宿泊施設の面からも非常に人気の高い施設となっております。

年間約6万人の入園者は、佐用町としては、大変大きな人数でございます。この利用者を単に天文台公園という1点の利用にとどめず、町内各地の魅力を天文台公園の入園者に広報することで、さらに相乗効果があるというふうに考えておりまして、パンフレットやポスターなどを活用して利用者へのPRを行っているところでございます。

大撫山は、星空観察のみならず、秋から冬にかけての朝霧や中国山地の山並み、また、

利神城跡などのビューポイントもございます。

今後も町関連施設だけでなく、民間の観光関連施設と連携を図り、佐用町全体の観光振興と活性化に結びつけられる、さらなる工夫を凝らしていきたいというふうに考えております。

以上で、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 今、町長の答弁の中で、販路拡大をやっていききたいということでございますが、具体的に、どういうことをして、その拡大をしていくいう、販路拡大ですね、そのことについて、もう少し詳しくわかれば教えてください。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは当然、こういう町内の直販所、農産物の加工をしていただいている事業所、それぞれが常に連絡をとりながら、また、個々にそうした販路を拡大していけるように、非常に質の高いもの、付加価値の高いものをつくって、その価値を持って、そうした消費者へ届けるための都市部の商業、いろんな販売期間、販売施設、会社のほうに販路を拡大していただいております。ですから、生産量というのは、今のところ限定されておりますが、やはり大量生産で大量にどんと市場へ出すというようなことは、当然これは、非常に佐用町の今の現状の生産方法では難しい。ですから、限定をされた中で、その価値が高いものを、また、価値を高めた中で、それを限定をして、販売をしていくと、そういう方法を、今までも、これまで開拓をしてきておりますので、それを続けていきたいというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 特産物の質の高い付加価値のあるものというのは、なかなか一朝一夕にできるものでございませんが、やはり、コツコツと研究開発、それら、学校や、また、そういういいところの会社、法人与組んででも、いいものを見つければ、おいしいということであれば、遠い大阪や京都のほうからでも食べに来ていただいたりしていますので、そこらへんについて、根気よく、農林振興課を含めて、また、頑張っていただきたいと思います。

それから、薬草の開発につきまして、学校と組んでやっておるということでございますが、今のところ、どこらへんまで進んで話がっておりますか。そこらへんについて述べてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君）            はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君）    失礼します。

薬草栽培につきましては、薬草栽培プロジェクト会議というものを持ちまして、この6月に試験的な栽培をやっております。その中では、トウキとかジオウとかミシマサイコとかアマチャとかいったような薬草を栽培いたしまして、どういった薬草がこの土地にあるのかとかいったような取り組みをしているところでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君）            そこらへんにつきましても、やはり、そういうつくっていただく方の集めて、そこらへんについては、ある程度計画持って、こういうものを、こういう格好で、学校のそういう指導を受けておる方も来ていただいたり、また、そういう先進の方の勉強も含めて、佐用でひとつできるような格好の中で、農林振興課が旗を振ってできるように、ひとつお願いしたいと思います。

それから、大撫山に6万人の方が星を見に来てくれておりますけれど、夜の星だけだったら、ちょっともったいないというのか、町長が台湾へ行かれて、台湾の九份というところへも行かれたと思うんですけど、九份というところは、四国の金比羅山のように階段のところに両側に店が張りついて、そこをずっと登って行って、観光バスや観光客がいっぱい来て特産物なんか売っておるわけですね。

ですから、大撫山を年がら年中、花の咲く山にして、昼は花を見い、夜は星を見い、そして朝は雲海を見ると、そういう1つの流れにすれば、佐用に泊まっていだけることができるという中で、いっぺんにはできません。根気よく、こつこつと、どこが、商工観光課が音頭取るのか、観光協会が音頭取るのかにしろ、やっていったらおもしろいんじゃないかなというふうには思っておるんですが、商工観光課長が町長に随行して行かれて、その台湾のよさ等、また、そういう大撫山のことについて、何か考えがあれば述べてみてください。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君）            町長。

町長（庵逄典章君）            台湾に行って、今回、私は、台湾の観光地というの、ほとんど全然行っていません。九份も全くそんなところ行く時間はございませんし、そうした旅行者なり観光局とか、そういう機関の皆さんとお話をさせていただいたところです。

ただ、台湾についても行かなくても、いろんな情報は、当然、私も知っております。九份がどのような状況だというのは写真でも見たこともございますしね。

ただ、どこの観光地行っても、やはりそれだけの観光客がたくさん来るだけの、世界遺産になるようなところであるとか、観光の資源というものが、立派なものがあるわけですね。ですから、それをつくれということを、岡本議員はおっしゃるんですけども、それは花にしても、なかなか佐用町内でもひまわりや、花ショウブ見ても、非常に花の期間というのは短いわけです。桜を植えたとしても、桜の期間というのは、ほとんど一週間ほどで終わってしまいます。だから、年中咲くようなものを、至る所につくるということ自体も、これも自然の中で、そういうことは、なかなかできないわけです。

ですから、大撫山については、こうした天文台という、なかなか世界的に見ても、これ

からこんなものをつくろうとしてもできない。教育とか、そういう面からの活用。それから今は、星に対して、非常に皆さんの関心も高くなって、若い人たちも星空の関心というのは高い。こういうことを、やはり特色として、大きな資源として活用していくということ、そういうことで大撫山の活用を図っていきたい。

それと、プラス大撫山には、ああしてスピカホールという音楽ホールもあります。非常に外から来られた方にしてみれば、ああいう文化施設、こういう面も佐用町としての町のレベル、非常に高い評価もいただける。そういうものを、やっぱり資源をしっかりと、活用しながら運営をしていくということ、これは大事かというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 今、町長、お話しされましたように、花の命は短くて、美しいものでございますけれど、春の寒椿から梅や桜やコブシや和気の藤公園のように、1つのものが終わったら次のような花が咲いていくというようなところを、一カ所に集めて、ずっと、それを継続的に見に来ていただきながら、特産物も買っていただく、そして、夜は星を見てというような1つの、ある程度、秋のもみじまで。

信州のほうへ行った時に、もみじが上田城の近くにもみじの河川のずっと、もみじの何があるんですよ。えらい人が、駐車場とめるとこないほど見えておりました。

ですから、そういうふうに花を見て怒る人はおりません。心を和ませて、また、美しいなということで、その花をめでながら、いろいろな特産物を買って食べたり、そこで食事したりというような1つの、そういう相乗効果も期待できるわけでございますので、いっぺんにはいきませんが、計画的に少しずつでも四国の金比羅山は、その金比羅神社が、海の神社が安全祈願ということで、両側に、そういう店がずっとへばりついて登っていくわけですが、佐用としても、もし、そういう古いいいものがなければ、自分たちの力でコツコツと、10年、20年かかってでもつくっていくんだというようなことを根気よくやって、皆さんが、子供さんが生まれた、孫が生まれた、病院へ退院した、学校を卒業したと、そういう植樹を名札をつけて、何年に植えたというふうにしていけば、そんなに金をかけずに土地だけあって、ここに植えてくださいということであれば、やっていけるんじゃないかというふうな気もします。

いろいろ役場は、すばらしい、よく勉強された方が入っていらっしゃるので、そこらへん、その中で、よく勉強、研究されて、また、取り組んでみていただきたらと思います。

以上で、答弁は要りません。終わりといたします。どうもありがとうございました。

議長（岡本安夫君） はい、岡本義次君の発言は終わりました。

続いて、11番、石黒永剛君の発言を許可します。

〔11 番 石黒永剛君 登壇〕

11 番（石黒永剛君） 失礼いたします。

11 番、石黒でございます。今、先ほど、岡本議員のお話、質問を聞いておれば、言うは易し行うは難しというようなものがあるように思います。

私の質問につきましても、そういった部分もあろうかと思っておりますけれども、1つ、2つぐらいは、心にとめていただけることもあるかと思って質問させていただきます。

私は、まず、佐用町第2次総合計画、平成29年から平成38年、策定にあたっての思考という形で質問書をおつくりいたしております。

佐用町は、特色を持った町ではなく全国どこにでもあるごく普通の町である。全国の町が抱える人口の減少、高齢化から抱える諸問題解決のため脱却のため明確な処方箋を持たない中に佐用町第1次総合計画、前期19年から23年、後期24年から28年、本年には、第1次基本計画を精査され、次の第2次総合計画基本計画案であると思います。

この計画案は、我が町の最上位計画で基本構想10年、基本計画、前期5年、後期5年、その間多様化する今日のニーズ変化も考慮した基本計画で見直しをもあり得るのではないかという気持ちでおります。

トップアスリートは、深い話をするなということで、「努力しなければ成功者になりえない。最大限の、努力をしても成功の保証はない。しかし成功者のすべては努力を以て栄冠を勝ち得ている」、これはその下にも書いておりますように、愛媛県出身で、今、イタリアで活躍しているサッカー選手、長友選手の言葉であります。

この第2次計画基本案を手に入れたのを、質問書を書きました。

1番、町政策を町民と共有するところに文字通りの二人三脚協働の街づくりが実践されると思う。町の政策を共有するために一段と町民の皆さんへの、この計画の周知が必要であると考えますが。

第2、現状課題の1つとして、第2章の佐用町の現状と課題の4ページになります。の1つとして、佐用町は交通アクセスが非常にいいことです。これがまた、デメリットになっていると思います。最近の新聞チラシ広告は、津山、鳥取、姫路、赤穂、美作の商業エリア件の広告が目立っております。高速道を利用し京都が2時間30分、大阪が2時間、神戸が1時間30分の距離にあり、その距離を生かした何らかの町、活性化の方策はないだろうかという質問であります。

3番、自然、歴史においての記述があります。このことから、自然、歴史から何を学び、この計画に生かされましたでしょうか。

4番、人口減の推移の記載があります。かつての町長答弁は、本町が何十年も向き合ってきたテーマである。一朝一夕にはできない。私も、そのように思います。しかし、将来人口を1万5,000人とした、その根拠について、根拠を示されたい。

5番、町民アンケートから。実は、この町民アンケートを見て、これが普通の町だという気持ちになったわけです。どこにでもある平穏な答えです。

ただ、自席から行いますけれども、もう少し、パーセンテージが上がってもいいというような数字もあっていいのではないだろうか。そういった意味で、こういったぶっくらぼうのアンケートにしておりますけれども、その点、お含みおき願いたいと思います。

以上、この席からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本安夫君）                      はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）                      それでは、石黒議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

佐用町第2次総合計画策定にあたっての思考ということでの質問でございますが、佐用町第1次総合計画につきましては、計画期間が今年度終了することから、昨年度より2カ年にわたり佐用町第2次総合計画の策定作業に当たっております。

総合計画は、まちづくり基本条例に基づくとともに、新町まちづくり計画を反映して策定をしており、趣旨を急速に進行する人口減少・少子高齢化社会への対応、県境域を含む

密着した生活圏の拡大への対応と広域視点に立った施策の推進、財政安定化への取り組み及び地方分権社会にふさわしい組織体制の構築といたしております。町の最上位計画であり、議会基本条例第8条に基づき12月議会にご提案させていただくために現在、鋭意策定作業を進めているところでございます。

基本的な考え方は、町民と行政の協働による計画づくり、実効性のある計画づくり、新町まちづくり計画の実現と新たな将来目標の設定でございます。

計画の構成と期間は、基本構想を10年、基本計画を前期5年、後期5年として、佐用町の持つ特性に社会の潮流と町民の意向を合わせて、まちづくりの課題を拾い出して、その上で佐用町の目指す将来像とまちづくりの基本的視点及び基本目標と基本姿勢を定めることといたしております。

それでは、石黒議員からの佐用町第2次総合計画策定にあたっての思考のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の町政策を町民と共有するところに文字通りに二人三脚協働のまちづくりが実践されると思う。町の政策を共有するための一段の努力が必要と考えますがということでございますが、現在、町では、地域と行政がそれぞれの特性を生かし、お互いを尊重しながら継続的な連携を図り、課題解決にあたる協働のまちづくりを推進してきたところであります。

地域づくり協議会では、町民の参画と協働によって、地域の特色を生かした魅力ある地域を形成、発展させていくための活動や地域課題の解決に向けた活動に取り組んでいるところであり、町民の皆様が、その地域に住んでよかったと思え、住むことに喜びが持てる地域になることを目指しております。

地域づくり協議会は設立されて10年が経過をし、地域の絆づくりを目的としたふれあい事業については、どの地域でもいろいろと取り組んでいただいていると考えておりますが、将来的には、過疎化・高齢化の影響により、今以上に地域機能の低下が生じてくると予想されておりますので、将来を見据え、町の施策とともに、今後さらに充実した、各地域づくり協議会の活動により、高齢者などの買い物支援サービス・生活支援サービスの提供、地域の子どもたちの見守り支援活動や地域の日常生活に関わる課題にも対応できる事業推進の指導にも取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、町の施策を推進する上で、地域が直面している課題や町全体の課題・将来像について、町民の皆様の「声」を直接お聞きして、よりよい地域の実現や豊かな暮らしの実現を目指して、10月から11月にかけて、地域づくり協議会ごとに行行政懇談会の開催を予定をさせていただいております。

これからの町の施策推進に向けて、地域と行政が一体となって、より一層、協働のまちづくりへの取り組みを推進していきたいというふうに考えております。

次に、2点目の現状課題の1つとして佐用町は交通アクセスがよいことで、それが逆にデメリットになっていると思う。最近の新聞チラシは、鳥取、津山、姫路、赤穂、美作の商業エリアが目立ち、高速道を利用して京都2時間30分、大阪2時間、神戸1時間30分の距離を生かした方策は考えられないだろうかとのご質問についてお答えさせていただきます。

佐用町の交通網は道路・鉄道共に交通環境に、ある程度恵まれた環境にあり、東西の主要都市へのアクセスのよさは町民の生活利便性の向上に大きく寄与していると考えております。今後も近隣自治体と一体となって国道・県道及び高速道路の整備及び、鉄道など公共交通機関の利便性向上を国や県に要望してまいりたいと考えております。

一方で、議員ご指摘の通り、このアクセスのよさが、かえって若年層の転出を促す要因になっているというふうに推測をいたしております。

中学校ぐらいから、もう姫路や岡山のほうの学校に通う生徒もかなりおりますし、大学ということになりますと、神戸ぐらいまでは通学が可能です。

このように、子供のころから都市の生活になれて、その学校を出ての就職も都市部になってしまう傾向が強いというふうに思います。

日本全体に人口減少、東京一極集中という大きな流れがある中、地方都市においても、中心市街地に人口が集中する傾向がございますので、佐用町だけがその流れを食い止めるような特効薬を見つけることは、これは容易なことではありません。

しかしながら近年、ICTの利活用によるサテライトオフィスの進出、地域おこし協力隊としての地方移住、国土交通省が推進する二地域居住など、これまでにない多様なライフスタイルを求めるニーズも発生してきておりますので、このような層へのPRを行うためには、佐用町の良い自然環境と合わせて、議員がご指摘の交通利便性のよさを積極的にアピールする必要があると考えております。

町では、ひょうご田舎暮らし相談会での移住・定住相談や学校等跡地施設利活用者の募集等の機会において交通利便性を大きなメリットとして積極的に提案をさせていただいております。

学校・園跡地活用では、この交通利便性を元に、旧長谷保育園の活用につきまして、芦屋市を拠点とする法人との契約に向けて、本9月議会に議案を提案をさせていただき、皆さんの議決をいただいたところでございます。

また、地方進出を検討する事業者のさまざまなニーズに対応するため、今後は校舎全体の利活用だけでなく、例えば、教室1室のみの貸出も可能とするなどの方策も検討してまいりたいというふうに考えております。

さらに、播磨科学公園都市圏域定住自立圏での事業の一環として、定住自立圏シティプロモーション事業の協議を進めるなど、町の情報を発信していく施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次、3点目の町の自然、歴史から何を学んだかというご質問については、5点目の内容と合わせてお答えさせていただきます。

総合計画策定に向けた取り組みとして、昨年度実施をいたしました若者ワークショップでの意見や、石黒議員が添付されております町民アンケートの結果にもありますとおり、自然の豊かさ、星空に代表される景観の美しさ、古い町並みなどの歴史的遺産は、町の自慢のできる、町の魅力として上位を占めております。

本年度策定する総合計画においては、町の魅力として既に認識をされている自然・景観・歴史的遺産などのさらなる魅力づくりと、その保護や保全を盛り込んだ施策を挙げております。

自然と共生する環境づくりの項目においては、河川愛護活動の推進による河川環境の保全と水辺環境の創造、里山林等の整備による災害に強い山林づくりの推進、耕作放棄田や遊休農地の活用と有効利用の推進、星空の景観を保全するための対策及び、自然環境の保全と調和の推進を主要施策といたしております。

また、歴史環境の保全と美しい景観づくりの項目については、文化財保護法などの制度に基づいた文化財の保全・保護、先人たちから引き継ぎ守ってきた歴史的資料・資産の保全・活用、美しい景観づくりについては、棚田の保全や交流活動への活用、緑化団体と連携した花と緑のまちづくりなどを主要施策といたしております。

町内にあります文化財は、地域の自然環境や歴史文化を伝え、あらわすものであり、過去から現在に至る佐用という地域の成り立ちや特徴を知るためには欠かせない文化遺産であり、特に重要なものは文化財指定等による価値づけを行い、その保存と活用を図り、価値をより知ること、文化財を生み出した地域の風土や歴史文化を語る遺産として認識が

深まり、知識とともに次世代へ伝えることで、郷土を誇り、愛する心を醸成するものの一つとなり得ると考えております。

町内には昆虫館や環境体験館、スプリングエイト、天文台などの自然系。平福郷土館、上月歴史資料館、三日月藩乃井野陣屋館などの歴史系の施設があり、紙すき文化伝承館のように日本が世界に誇る和紙すきの体験もできる施設もあります。

また、佐用町を訪れ、関心を持っていただく方にとっても、佐用町がどのようなところか検索するに当たって、こうした文化財、歴史、文化についての情報は欠かせないものとなっております。さらに、ひまわり観光の後に平福を訪れる方もあるように、観光客は何か一つを目的に来られるだけではなくて、町内に多くの見どころ、楽しみがあれば、より町の魅力が高まるというふうに考えております。

特に近年は地方創生による地域の特色をアピールする観光資源として交流人口・滞在人口の増加につなげようとする取り組みが各地で増えて、田舎ならではの豊かな自然、美しい星空や景観、歴史を感じさせる街並みや遺産などは佐用町の重要な資産であり、特に、現在、利神城跡を、御殿屋敷跡を含めて、国指定史跡を目指していることから、城下町と宿場町として栄えた平福の街並みなどを後世に引き継ぐためには守り育てることが重要であります。

これは行政だけではなくて、地域づくり協議会をはじめとする町民の方々との協働の中で進めていくことが重要であり、この取り組みの中で豊かな資産に、さらに磨きをかけ、積極的な情報発信による交流人口の増加や、移住・定住につながる取り組みを進め、町の魅力の再確認と町民の皆様の誇りとなるよう、これらを生かしたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次、4点目の世帯数、人口減の推移の記載がある将来推移は記載以上に減少するのではないかと考えるが、将来人口1万5,000人とした根拠についてのご質問にお答えをさせていただきます。

今回の第2次総合計画の策定に当たりましては、まちづくり推進会議まちづくり部会等で意見交換をしていただきまして、昨年度策定をいたしました佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略と一体的に策定を進めてきたものであります。その中で、まず人口ビジョン・総合戦略における目標人口を、2040年に1万1,500人と設定したことは、既にご報告をさせていただいたところでございます。

この目標人口の設定に当たりましては、厚生労働省の機関である国立社会保障・人口問題研究所、通称「社人研」と申しますが、ここが平成25年3月に推計を行った日本の地域別将来推計人口をベースに、数パターンのシミュレーションを行った上で、設定を行ったところであります。

具体的には、まず、転入・転出の差である人口の社会増減については、平成32年までに純移動率が0.5倍に縮小し、その後はその値が2040年まで一定であるという、社人研が仮定したとおりの推計を用いております。これは、人口減少に伴い、社会移動の数そのものが減少してきているとはいえ、社人研推計の仮定自体が非常に高い目標数値となっているため、町の独自推計においてもこれに加味することなく、そのままの仮定を使用をいたしました。

また、出生・死亡の差である人口の自然増減につきましては、合計特殊出生率が段階的に上昇して、2040年には人口置換水準である2.1に到達すると仮定をして設定を行っております。

その結果、2040年の目標人口を1万1,500人と設定をし、その場合の2025年の人口が1万5,000人となりましたので、このたびの総合計画における目標人口として設定をした次第であります。



社人研の推計仮定にも高い目標があり、また、ご承知のとおり、日本創成会議が発表いたしました人口推計などのさらに減少度合いの激しい推計もございますので、ご指摘のとおり、簡単に達成できる目標ではないという認識もございます。しかしながら、佐用町と同じような過疎・中山間地域であっても、人口が増加または現状維持を目標とした自治体もある中で、本町においては、科学的に人口減少自体は避けることのできないという基本的な視点のもとに、人口減少の適応策を図りながら、その緩和を行っていくという、限りなく現実に近い考え方の中で目標設定を行ったものでございます。

昨年度策定を行いました地域創生総合戦略と、今年度策定を行います総合計画に記載の施策・事業を着実に、これを実施し、目標人口の達成に向けて、今後、最大限の努力を行ってまいりたいと考えております。

以上、長くなりましたが、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔石黒君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石黒議員。

11 番（石黒永剛君） はい、ありがとうございました。

この質問を申し上げるに至るまでに、私自身、少し問題意識を持って研修にも時間をかけ、少し 10 枚ほどにまとめております。

そうした観点から、佐用町第 2 次総合計画、基本計画の概要についての質問を申し上げたところであります。

二人三脚のまちづくりについての考え方を述べてみます。

これは 1 つの例として、夕張市の事例を挙げます。夕張市は財政破綻で特に有名になった、町の PR が、それで終わってしまったというような町ですけれども、メロン、それから映画村、それから非常に夕張岳というような美しい自然環境が保持され、山野草も十分に咲くというような風光明媚な町であるそうです。私は、行ったことはありませんのでわかりませんけど。

ところが財政破綻から市民サービスが著しく低下した。それでも市民が非常に明るく魅力的であるというような、これはテレビ放送であったと思います。それは、なぜかと言いますと、道で会話を拾っておいりましたけれども、町がこういった状況になっておるのに、私ら辛抱せなんだらという会話が至る所であったように思います。ということは、とりもなおさず、市民の皆さんが町の状況をよく理解しているということだろうと、私は、思います。

それが、本当の意味での市民参加であると思うのですが、佐用町は、先ほど町長の答弁でもありましたけども、まちに出る町というんですか、町施策というんですか、13 会場にわたって地域懇談会をやるというようなこと、そういう努力をされるように、先般、チラシにいいアイデアであるなど、これは歓迎したところであります。

あのね、神河町の山名町長が、神河中学校 2 年生 102 名に「住み続けたい町になるために」というテーマを持って学校訪問されております。そして、中学生がアイデアを考え、町長に意見を出す。そのテーマは「子どもの夢を叶える事業」だというように、子供の対話をされています。町長にあっては、子供との対話は考えておられませんか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君）            それぞれの町で、いろいろな町長の考え方の中で取り組みをされております。そうした、いろんな町の政策、取り組みを、これも当然、参考にはしてまいりますが、町としては、基本的には、そうしたいろんな若い人から地域の方、高齢者の皆さんまで、それぞれのいろんな思いや希望、また、要望というようなものも地域としてもありますし、個人的にもあると思います。行政というのは、そういう一人一人の思いというのを、全て叶えるということは難しい。これを、いろんなものを反映しながら、皆さん全体が効率的に、また、地域の生活、安定した生活ができるように、町がよくなるように取り組んでいくのが行政の責任だというふうに思います。

          そうしたこともされているということも聞いております。

〔石黒君  挙手〕

議長（岡本安夫君）            石黒議員。

11 番（石黒永剛君）            次の質問に入らせていただきます。

          今、私もよくいろんなところをぶらぶらとするんですが、鳥取で姫路ナンバーの車に会うということは、これはごく自然なことです。なぜなれば、山陰、浜坂、新温泉町ですね、香住、ここらあたりが姫路の陸運事務所ですから、姫路ナンバーです。

          しかし、最近、神戸、大阪、京都の車がかなり入っております。

          そして、また、米子のほうには、倉敷市、福山、あちらの自動車はかなり入っています。

          そういったことを考えてみるのに、私自身もおつき合いしている 2、3 の方があるんですけども、奥さんと 2 人で温泉に行つて、何も目的はないんだけど、温泉に行つて時間を過ごして帰ってきたりというようなライフスタイルを持っておられる方があります。

          何も目的はないんです。しかしながら、ちょっと出てみようかと、そういうような、いい時代になったと言え、いい時代になっているわけなんですけれども、そういうことから考えてみますと、私たちは、今、出て行つた話をしています。迎える立場ではどうだろうかということを考えてみました。

          少し、ここで、「まち」と「ひと」と「しごと」が共生するということから、考え方から話をしてみたいと思います。

          今までの地域づくり、町おこしは、まちの個性を見つけ、出し、その個性を情報発信し、活性しようというものが大半であります。その成功例は非常に希薄ではなかったかと思えます。

          佐用町でも、星や清流、ホテル、棚田など、他の町に存在する個性を P R し、一過性ではあるものの継続的にはなつてなかったといったような、これが、そもそも悪かつたのではないだろうかと思つております。

          ちょっと、私、これ書いたものをコピーしましたので、薄いので辛抱して読んでおります。

          まちとしごとが共生しなければならない。つまり、イベントをやれば、どこかでお金が落ちるようなことを、常に意識したい。そういった事業展開はできないものだろうか。

          しごとというものは経済です。打ち上げ花火では終わらず、それを仕事に、お金にするように仕掛けを考えていけば、どうでしょうか。コメントをお願いします。

〔町長  挙手〕

議長（岡本安夫君）            はい、町長。

町長（庵逄典章君）            これまで、長く、その時代ずっと継続して、いろんな行政がまちづくりというものに取り組んできた中で、今、石黒議員は、まちの個性を見つけて、それが一過性になっているのではないかというような、少しお話があったんですけども、私は、個性や特性というものは、そんなに変わるものではありません。そういう中で、まちの特性を見つけ出していくという時代。それが、佐用町の例えば、天文台公園につながって、今、季節として、星空の美しさでありますとか、また、千種川の清流であるとか、また、保全されてきた棚田の美しさ、こういうものも、ずっと継続して、それを守って活用してきたと、そういう活動をしているということは、これは、十分ご認識をいただけたところではないかと思います。

まち、それがまた、しごとにつながっていくということ。そういうことが、さらに発展をしていけば一番いいんですけども、なかなか、その点のところが非常にそう簡単に難しいと言いますか、非常に課題が多いというふうに考えております。

〔石黒君 挙手〕

議長（岡本安夫君）            石黒議員。

11 番（石黒永剛君）            ここで少し、他町の動きを、私自身、参考になるなと思ってご披露したいと思います。

この時期、大田市、それから江津、それから浜田、それから益田、津和野ですか、ここは今、8月の中ごろから11月の中旬、石見神楽というもので公演をしております。毎土曜日、どこかで、何か2、3カ所で起きておるというようなことになっています。

そして、今、これは美又温泉ですかね、浜田市です。ここは、国民保養センターだったと思うんですけども、そこで毎土曜日行っている。そして、その神楽を見に来られた方が、それぞれの旅館に帰って1泊し、浜田なり（聴取不能）方面に観光に出かけて帰っていくというような状況。そして、その上演される演目も名高い出雲地方に残る出雲のあの八岐大蛇伝説、これが中心であるそうです。ですから、その公演によって収益が上がっています。ただのところもありますけれども。そして、それを励みに後継者も盛んに育っておると。こういった状況が、これは、地域の守ってきた伝統というものの存続と、それからお金にかかわるといようなプラスの意味があります。

それから、また、これは皆さんもご存じだと思いますけど、コウノトリの郷公園です。これは、有機栽培で、そして、環境を整備して、絶滅寸前であった日本種はおらなくなったんですかね、コウノトリを復活させた。そして、その事業の関係の延長線上に有機栽培といったようなことで、写真を持って来ておったんですけど。大豆、それから、米ですね、こういったものでも収益が上がってきていると。

そして、出石そばです。これは、確か、私の記憶によれば、正しいかどうか、間違っていますかもわからんですけども、あそこの町おこしは大学生が行ったというふうに聞いております。そして、そば一本で、今日、あの出石の町の息の長いことは有名になっております。

それから、地道な動きなんですけれども、新温泉町に田君川いうんですかね、田んぼの田いう字に君です。ちょっと私、間違っているかもわからんですけど。ここは、バイカモ。川の生える藻です。これで、地道にお客さんをつかんで、私、見てきましたけれども、もう終わりに近かったものですから、花は減っていました。しかし、生えている周辺の河川

の河川敷は、もう皆さんが踏んでおられるから、もうカチカチに固まっていた。これは無料です。しかし、これは地域がもう絶滅寸前にまで陥っていたバイクを復活させた。そして、それによって人は呼べるというような状況まで回復させた。

それから、さらに皆さんも行かれたと思うんですけど、足立美術館ですね。これは、足立という方が、当初、炭の販売で財を成された方らしいんですけども、この方が、自分のコレクションを美術館として解放されています。中には、横山大観、それから、上村松園ですか、それから陶器関係では、食器関係では、北大路魯山人ですか、魯山人ですね。これらの物が肉眼で見れるようになっています。これは、年間 60 万人。スタッフは、と聞けば 40 人です。入る入館料も高いんですけども、中でいただくコーヒーも 1 杯 1,000 円とかといったような価値が、庭を借景があるわけなんです。そして、周辺の山々をきれいに、その借景に取り入れたというような格好の庭園です。ですから、私が行った時は、日曜日ではなかったんですけども、旅行者のバスが 10 台ぐらいとまっていた。そして、マイカーも平日にあるにもかかわらず駐車場を埋め尽くすというような感じでした。周辺のそば屋さんやら温泉は恩恵を受けていると思います。そして、この足立さんは、自分の私財を投じて安来市の福祉事業のもとをつくられたというような方です。

それと反面、米子にある皆生温泉ですね。この皆生温泉は、訪れる方が年間 40 万人です。これは町の温泉地になっていますね。足立美術館に比べて、皆生温泉が、こういう状況にあるというようなことを、私は、ちょっとご披露させていただきました。

ここで佐用町の場合、成功しているものが南光のひまわりですね。南光のひまわり祭りは定着した成功事例と、私は、思います。このひまわり祭りが及ぼす経済効果というと、希薄です。入園料、駐車場の収益はどうだろうか。観光客は、町内で飲食しているのでしょうか。お土産などの販売はどうなっているのか。経済効果への波及は薄く、誰が来てもらっても満足していただけるような状況だろうかというようなことを、これは、片一方で評価しておきながら、片一方で評価のできないようなことを吐くわけなんですけれども、このひまわり祭りを素材とした企業の展開が必要である。この間うち、農林振興課のほうで、ひまわりサミットがなされました。これ継続してやっていただきたいなと思います。

夏だけでなく、春も秋も冬も来てもらえるホルモンうどんだけを食べるのではなく、自然薯も町内、野菜も食べてもらえる場所の整備などが必要だと思います。

しかし、これが町職員の出番が案外多いのではないかな。できれば、地元の皆さんで中心になっていただける人にバトンタッチといったようなことは、考えられないだろうかというふうに、ちょっと私、記録しています。

それから、JR の存続の取り組みについてです。これは、姫路に買い物に行く方に対して、旅費を補助しておるようですね。買い物じゃなくしても仕事かもわかりません。これは、姫新線の増便の関係上、佐用の人、これ逆に考えて、姫路の方に補助金を出したらどうでしょうか。佐用へ来ていただけるように。これもまた、生かした費用に、効果が生かせるのではないだろうか。そんなことも考えみました。

いろいろとずっとたくさん書いてきたものがあるんですけども、早 12 時が来ましたので、次、進みたいと思います。

自然と歴史について学ぶということを、私、話いたしました。

私は、いろいろと町長さんのほうから答弁をいただきました。少し、私と歴史に対する認識が違うんです。私は、歴史から何を学んだかという設問だったと思うんです。

あのね、歴史に学ぶという言葉、今、佐用町は、教育委員会の専門の方から見れば、間違っているかもわからないんですけども、縄文後期から今日まで延々とあると思うんです。そして、その間で、どのようなパターンで、今日、佐用町があるかと考えた時に参勤交代、人馬の往来、物流が始まったのが江戸初期です。調べてみました。そして、それに

至るまでは、やはり農業、林業を基盤にしておったと。

ところが播磨風土記にもうたっています。播磨風土記というものは、その土地の地形、その土地にどんな人が住んでいたか、その土地の風習、その土地の伝説、そういったことが書かれているのが播磨風土記です。これは、全国で5冊子になっているんですけども、天皇の勅命で地域の状況を上へ知らせといった中の写本しか残っていませんけど、幸いにしまして、播磨風土記、赤穂郡と加古郡が欠落していますけど、佐用町は残っております。

その中に、佐用町の土地がどんな土地だったかということが出ております。それは、今、町長さんが施策の中で取り組んでおられる、それがまさにそのとおり歴史の中で、そういうことがあったんだなということです。

佐用都比賣のいわれについては、これはあれですけども、江川、それから石井、それから、これはどこだったかな、上月、三日月、それから早瀬、秋里、ここらあたりは、全てがよい土地であったと、肥沃な土地であったと。そして、薬草が取れたと。

さらに、これは、今は、そのあれはありませんけれども、製鉄が盛んだったという記事があります。それで、聞けば、佐用町で120カ所のたたら跡があるようです。

それで、今、出雲学という出雲のほうで歴史を研究されている方が、播磨の鉄は、出雲の鉄よりすぐれておったのではないかな。今、島根のほうで、玉鋼をつくっておられますけれど、その鉄もこちらから行ったのではないかなといったようなことを感じました。

そうしてみますと、今、私たちの町で、ミツマタですね、それから薬草、それから栽培、そういったものは、これは昔から、この土地にあったものだと。

それから、忘れておりました、炭をつくるんですかな、炭焼き。これは製鉄にはどうしても欠かすことができなかったから、炭窯の炭の生産が高かったというようなことを推測されております。

物がわからんようになったら、いっぺん原点へ返ると。実際、今、全国どの町もこの地方創生というものについては、的確な診断ができていないと思うんです。診断がはっきりすれば、的確な判断ができると思います。そういったことも政府のほうも感じておられるのか、いろんな形で、いろんな意味で、いろんなところから交付金が出ています。佐用町も幾らでしたか、交付金が34ぐらい上がっていますね。

そういったことを起爆剤にして、これは佐用町が、やっぱり農業と林業、それを進化させて、三土中学校で考えておられるような、ああいった取り組みがいい形ではないかなと思っております。

それから、人口1万5,000人です。これはもう、どこまでという推測の範囲になってくるので、最終的には消滅してしまうわけでもない。いかに少ない人口となったとしても都市部とは比較にならない安全安心な町を自然なところで、恵まれた充実した環境で子供たちを育ててほしいと。そのためにも、町長の子育て支援策、これは期待したいと思っております。

それから、最後になりますけれども、アンケートから感じた私の印象ですけども、率直に言って我が町は、全国どこにでもある普通の町だと、私は思っております。このアンケートの構想の中から、これは1,500人のうち、18歳以上1,500人で、581の回答で38.7パーセントの回収率だったと思います。この38.7パーセントという回収率というものは、こういった基本計画の中の数値として利用できるんですか。非常に少ないと思うんですよ。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君）

はい、町長。

町長（庵逄典章君） アンケートというのが、なかなか回収率とか回答率、実際に統計的なものという捉え方で、これを見ていかないと、それが全てのものをあらわしていないという面もあるかも知れませんが、計画としての、こういう中で、アンケートを全員から取るというんじゃないけども、統計的に見て、それによって、これぐらいの割合でアンケートを回答いただければ、大まかな大きな流れとしては、そういうものが、考え方が反映をされると、反映をしているんだというふうに捉えないと、アンケートいうものではできません。

〔石黒君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石黒議員。

11 番（石黒永剛君） まちづくりに不用不可欠な女性参画のマンパワーであります。女性も参画したマンパワーであります。

人と人とのかかわり、良好な人間関係こそが、協働、共生のまちづくりの実現にあります。

お手元に 1 点の詩をお配りしておきます。これは、佐用町のまちづくり推進会議顧問の小嶋先生からいただいた物です。私、読ませていただいて、地域創生の基本があると思います。ご一読いただきたいと思います。

最後になります。7 月 28 日議員研修で上京いたしました。東京在住の佐用会の皆さんと故郷の話に花が咲きます。そして、朝な夕なにふるさとが懐かしいという手紙もいただいております。幼少期から…

議長（岡本安夫君） 石黒議員、1 分切っておりますので。

11 番（石黒永剛君） 10 分？

議長（岡本安夫君） はい、あと。

11 番（石黒永剛君） ああ、そう。

議長（岡本安夫君） はい。

11 番（石黒永剛君） はい、はい。

幼少期から、ふるさと教育が主だと思っております。そういった意味で、教育長の先般の答弁は、少ししんどかったと思います。子供たちに対する。

もう時間ありませんから、一般質問も答弁用意してますけど、おきますけれども、もう少し、子供たちのふるさとにいうものに対して強い協力をお願いしたいなと思っております。

最後です。地方創生という言葉が飛び交う今日ですけれども、どの町にも人知れず、ふるさとのために汗を流してきた人が地道に続けられて、取り組みが、取り組んできたものがあるはずだと、そんな努力が花咲く瞬間が見たい。これは大山さん、神戸新聞の全支局長の言葉です。これを最後に、なかなか言うが易し行うは難し、つかみどころのない問題でありますけれども、ひとつ投げずにお互いに頑張っていきたいと思っております。

私自身、もう少し、このまとめを製本にして、また、ご披露したいと思います。ありがとうございました。どうも。

議長（岡本安夫君） すみません。時間がないので、ちょっと、答弁…。

11 番（石黒永剛君） 終わりました。

議長（岡本安夫君） えっ？

11 番（石黒永剛君） 終わりましたよ。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

11 番（石黒永剛君） 終わりましたよ。

議長（岡本安夫君） 石黒永剛君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から昼食をとり、再開は、午後 1 時 30 分とします。

午後 0 0 時 1 0 分 休憩

午後 0 1 時 3 0 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

4 番、廣利一志君の発言を許可します。

〔4 番 廣利一志君 登壇〕

4 番（廣利一志君） 4 番議席、廣利でございます。今日は、2 つの問題、一般質問をさせていただきます。

まず、周辺市町との連携の今後はということで、これからの佐用町のまちづくりについては、人口ビジョン、総合計画に示され、各分野での事業、取り組みがなされています。

大きなテーマは人口減少をいかに抑えるかだというふうに、私は思っております。

そこで周辺市町との連携と町としての独自性、相反するような 2 つのことについての町長の見解、評価を問うていきたいというふうに思います。

また、町の独自性については、町長自身は佐用町の強点、弱点について現在どんな認識を持っておられるのかお聞きしていきたいというふうに思います。

この席からは、周辺市町との連携の今後について質問をさせていただきます。

また、所定の席から、町の独自性の発揮としての、古民家保全条例（仮称）について町長の見解をお聞きしていきたいというふうに思います。

まず、周辺市町との連携については、①つ、姫路市を中心とする連携中枢都市圏構想。②つ目に、たつの市を中心とする定住自立圏構想。さらには③つ目、美作市、宍粟市などとの3県境地域創生会議。現在、こんなふうに、それぞれの周辺の市町との協定書が、あるいは協約が結ばれたり、計画が発表されたりしております。町長は、まず、その進捗について、現時点での評価、どんなふうになされているのか。

また、今後については、どんな姿勢で臨もうとされているのか。

この場からの質問といたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からの、まず、第1点目のご質問でございます。

周辺市町との連携の今後はどういうご質問にお答えをさせていただきます。

佐用町の独自性を活かしたまちづくりと、周辺市町との連携に対する考え方をどのように整理しているのかという趣旨のご質問と理解しておりますので、まずは、私の認識している佐用町の強点・弱点について、全てを細かく網羅することはできませんが、大まかな考え方として、少し見解を述べさせていただきたいと思います。

まず、佐用町の強みでございますが、これは佐用町だけではないわけではありますが、いわゆる地方の全国にある私たちのような中山間地の長い歴史を持った町の強みと言いますのは、人と人の絆が強く、そこに良質な地域コミュニティの形成がされているという点にあると考えております。

過疎地域、中山間地域、また、辺地などという呼び方は、時にネガティブな意味合いとして使用されることが多いものでございますが、そういった地域であるがゆえに、地域に人と人のつながりが、しっかりと残っており、住民同士の顔が見え、しっかりとした地域コミュニティの基盤があるということは、非常に貴重な財産であると日ごろから感じているところでございます。

確かに、いわゆる限界集落という課題も間近に見え隠れしている現実はあるわけでありあますが、高齢者が多い集落、自治会にあっても、その自治会長を中心にお互いに支え合い、時折顔を出してくれる子供や親族に見守られながら、穏やかな生活を続けておられる集落も非常に多いのではないかと感じております。

また、1つの集落で活動を行っていくことができない場合に備えて、集落間の相互協力が必要となってきましたが、その大きな役割を果たしていくのが地域づくり協議会でございます。この地域づくり協議会においても、会長やセンター長を中心にさまざまな役割分担のもと、多くの住民の方が関わりを持っていただき、それぞれの地域において、課題解決事業やふれあい事業に取り組んでいただいておりますが、この活動を支えておられるのも、やはり地域の人であります。こういった人と人のつながり、強固な地域コミュニティ基盤が持続されていくことが、少なからず県下有数の犯罪率の低さや、死亡事故の少なさといった安全・安心なまちづくりに寄与しているものと考えております。

次の強みといたしましては、環境であります。ここでいう環境とは、朝霧や美しい星空、ひまわり、全国名水百選に選ばれた清流千種川などの豊かな自然環境に加えて、町南部には世界有数の先端科学技術を備えた SPring-8 を擁する播磨科学公園都市が存在するという科学的な、そうした施設の立地環境、また、人口に比して充実をしている医療・介護・福祉など安心して暮らせる、そうした医療・福祉の環境。また、中国自動車道や鳥取自動車道などの道路網、姫新線・智頭線の2本の鉄道などに代表される、恵まれた交通環境と



というような、さまざまな環境の意味も含んでおります。

片や一方で、確かに自然環境には恵まれているとはいえ、北海道や信州のような全国的に著名な自然資産があるのかと問われれば、残念ながらそれはございません。大変残念ながら言い方ではありますが、中途半端な自然とか、中途半端な環境というような声も、時折耳にいたします。

しかしながら、本町は都市部からほどよい距離に存在しており、訪れる方にとっても、ここで暮らしている町民の皆さんにとっても、ちょうど良い自然、ちょうど良い環境であると考えております。

普段はほどよく豊かな自然環境の中で暮らしながらも、日本の3大都市圏の中心市の1つである大阪市まで、自動車で約2時間、特急を使用すれば90分で到着できるというのは、まちの大きな強みでもあります。今後の人口減少社会の中にあっても、定住を考えていく上でも、交流人口を増やしていこうという場面であっても、過度に不便過ぎない、ちょうど良い田舎という視点も強みの1つではないかなというふうに考えております。

次に町が実施する施策面における主な強みを述べさせていただきますが、特に子育て支援に関しましては、子供の医療費、中学卒業時までの医療費の無料化。第二子以降の保育料等の無料化。給食費の半額助成や副教材費相当額、小中学校の生徒に対する商品券での支給。学童保育事業の充実など、近隣市町と比較していただいても遅れることなく充実した施策を実施をいたしております。健全な財政状況を保ちながらも、持続的・安定的にこうした施策が実施できますのも、平成17年に合併をしたことによる合併算定替の財政特例措置があることや、有利な補助金や起債を活用してきたこと、また、町民の皆さんのご理解を得ながら進めてきた行財政改革の取り組みなどの賜物であるというふうに考えております。

また、こういった子育て支援施策に限らず、特にさよさよサービスやタクシー運賃の助成事業に代表される地域公共交通関連の事業が充実していることも町の強みになるのではないかと考えております。

折しも地方創生の潮流が生じている中、都市部住民の間にも田園回帰の傾向が徐々に強くなっているというふうにも言われておりますが、そういった方々が移住・定住に際して、やはり不安に思われることの1つに、将来的な日常の交通の確保の問題があると思われま

す。自らが自動車を運転できる間はよいのですが、運転できなくなった時に買い物や通院をどのようにするのか、これは切実な問題であると思います。佐用町では、今年度から商工観光課に定住促進コーディネーターを配置するなどの体制整備を行い、本格的に移住・定住促進の取り組みを開始をいたしました。その中で、こういった地域公共交通関連施策が充実をしていることは、十分に町の強みとしてアピールできるものであると考えております。

さて、一方の佐用町の弱点に関してであります。私が、やはり考える最大の弱点は、やはり「しごと」であります。この点は、総合戦略・総合計画の策定に際して行った町民アンケート結果においても、重要な施策の第1位として「雇用の創出」が選ばれていることから、住民の皆さんと同じ課題意識を誰もが持っているものと考えております。佐用町で生まれ、育ち、学んだ若者たちが、この町に定住していくためには、その若者が希望する魅力ある雇用の場、しごとが必要でございますが、現在の社会経済情勢や企業の海外進出等の動向を見る限り、佐用町に大手企業が進出してくるという可能性は少ないわけがあります。

佐用町にも当然「しごと」がないわけではありません。現在は、全体から見れば人手不足であります。しかしながら、現代においては、高校を卒業した方の大半が大学・短大・

専門学校等のさらなる高等教育課程へと進んでいく中で、その卒業時にふるさとへ帰って就職したいと考えても、本人が希望する職種とマッチしないという課題を抱えております。町としても、学校等跡地への企業・施設誘致や、次世代型農業事業による雇用の創出、起業支援や新規就農支援、もうかる農林業事業創出への模索などを行っておりますが、「しごとづくり」の課題に対して、一朝一夕に解決するような魔法のような施策はありませんし、また、単独の自治体で実施できる施策にも限りがございます。こういう点において、この後お答えさせていただく周辺市町との広域連携が重要になってくるのではないかとこのように考えております。

さて、周辺市町との連携に関する見解や今後の姿勢に対するご質問でございますが、ご承知のとおり、播磨圏域連携中枢都市圏については、姫路市を連携中枢都市として平成 27 年 4 月に連携協約を締結して、播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づいて、8 市 8 町による各分野での連携の取り組みを行っているものでございます。

まだ、その事業としては、これから取り組む課題が多くて、現実に進んでいる事業が少ないわけではありますが、圏域内の 37 の図書館、約 407 万冊が利用できる図書館相互利用など、町民の利便性を向上させる事業や圏域内の魅力を発信する移住・定住のガイドブックや観光パンフレットなどの作成・配布、また、大物産展の開催など、全国的に知名度の高い姫路市をはじめ、圏域市町と一緒に実施することで、佐用町の魅力を高める効果的な事業を実施していきたいと考えております。

また、平成 27 年度には、総務省の委託事業でございます、新たな広域連携促進事業といたしまして、姫路市と佐用町を結ぶ J R 姫新線及び智頭線の利便性を高め、インバウンドを視野に入れた、情報発信による新たな観光客の流れをつくるため、姫新線の乗降者数調査やアンケート調査等を行い、利用者ニーズの把握を行うとともに、混雑緩和や接続性検討を行うとともに、佐用ハイキング 34 コースのうち、11 コースについて、3 カ国翻訳なども行いました。今後は、それぞれの観光資源を生かした広域観光連携事業などにも取り組む予定でございます。

また、播磨圏域連携中枢都市圏における働く場の確保が期待されることから、今後も引き続き連携を強化してまいりたいと考えております。

次に、たつの市を中心とする播磨科学公園都市圏域の定住自立圏につきましては、今年 3 月 30 日に定住自立圏形成協定を締結をしたところでございます。現在、播磨科学公園都市圏域定住自立圏共生ビジョンを策定し、関係する皆様からのご意見をいただくパブリックコメントを 8 月 25 日まで実施をいたしました。今後、中心市のたつの市で取りまとめをされた上で、共生ビジョンに基づいた取り組みを始めるところでございます。

また、定住自立圏の連携事業を実施していく上で、近隣市町が主体となっていく事業につきましては、たつの市から各近隣市町へ、それぞれ 1,000 万円を上限として支出される定住自立圏事業負担金を財源として、このたびの補正予算にも計上させていただいたところでございます。この事業では、佐用町はじめ圏域市町内に企業や人を呼び込んだり、学校等の公共施設跡地利活用や地域の魅力を首都圏、京阪神などに対して発信するシティプロモーション事業の実施を計画しているところでございます。

定住自立圏の事業におきましても、播磨科学公園都市圏域の活性化による企業誘致など雇用の創出が一番期待されるところでございます。

次に、美作市、宍粟市などとの三県境地域創生会議につきましては、県境をまたぐ生活圏域を同じくする地域で取り組んでおりますが、古くから交流や雇用が盛んな地域であり、これまでも、ご説明いたしておりますが、この三県境の取り組みとして美作市大原町の旧大原高校跡地に医療看護専門学校が平成 30 年に開校される予定でありまして、通学する若者の佐用町への定住などが期待されているところでございます。

次に消防に関しましては、平成 25 年 4 月に西播磨の 3 市 2 町をエリアとする西はりま消防組合を設立いたしました。西はりま消防組合では、機能を集約した指令センターを新設することで指揮命令系統を一元化させ、機動性と消防署間の連携による運用に努め迅速かつ確実な消防・救助・救急活動を推進しております。

防災に関しましては、災害時の応援体制を築くため、近隣市町とそれぞれ応援協定を締結をいたしております。県下統一的に締結したものを除きますと、市町村間のみの協定は、3 つありまして、県境の 4 市 2 町 1 村による「兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定」を結んでおります。また、5 市 6 町による「西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」。また、13 市 9 町による「播磨広域防災連携協定」でございます。それぞれに連絡体制を定め、災害時の応援要請ができるよう迅速な応援の要請ができ、活動ができる準備をしております。

また、西播磨地域の災害時等相互応援に関する協定、また、播磨広域防災連携協定の協定につきましては、平常時の活動として、連絡会による意見交換、情報伝達訓練や総合防災訓練の実施、研修会の開催、備品の購入等の連携等を行っております。

昨年度は、県と播磨広域が合同で、北・東播磨地域において、防災訓練を実施いたしました。本年度は、兵庫県行政書士会と播磨広域連携が応援協定を締結する予定で、災害救助法が適用された場合に、被災者支援のための相談窓口の設置等について、協力をいただくこととなっております。

このように、広域的に連携する事で、県西部の過疎地として位置づけられている佐用町であります。単独の町ではできない広がりや効果が期待され、今後、その効果が出てきておりますので、今後とも本町として、この連携を進めていきたいというふうに考えております。各圏域との連携をさらに強化していくことで、佐用町の弱点を補い、佐用町の強みである「人」、「コミュニティ」、「環境」等を生かした施策を進めることで、人口減少対策にもつながるものと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 周辺市町との連携については、私が聞いている以外にもたくさんの連携があるということがわかりました。

それで、連携と言った場合に、住民の皆様も、そういう感じを持たれるかもわかりませんけれども、2014 年の 11 月に制定された、まち・ひと・しごと創生法ということで、連携中枢都市という考え方ができて、姫路市を中心にとということで、要するに東京への人口の一極集中ということのを避けるというか、その 1 つの考え方であろうというふうに思うんですけれども、単純に思うのは、東京一極集中を避けるなんだけれども、結果的に姫路に集中するということになってしまうのではないかなと、そのところについては、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） この点については、これまでも、この戦後の社会の全体の動きとい

うのが、都市部に人口が集中していくという中で、私たちの町のような過疎の問題が、当然、全国に起きているわけです。それに対して、特に東京というところが日本の経済、また、政治、いろんな文化の中心地として、あれだけ巨大に人口が集中をしていく、国としては、そういうことを、やはり抑制をしなきゃいけないということの中で、地方における、こうした中枢拠点、連携をして、それを地方が、しっかりと自立をしていけるような、地域で東京に対抗できるような活動が生まれるようにしていくというような国としての考え方は、そういうふうにあると思います。

ただ、細かくミクロ的に見ますと、やはりそのことは、国全体の同じような、そういう形態が、当然、そうした地域の中でも生まれているわけです。これは、一番小さく、佐用町の中においても、そういう人の流れというのが、当然、生まれているわけですね。

ただ、ここで例えば、やはりこれは、歴史的、非常に長い人々の日常的な生活圏域が広がっておりますので、その生活圏の中で、やはり姫路という都市というのが、西播磨の中心であり、私たちも、そういう西播磨の姫路という中で、いろんな生活を行っていく上で、そこに、やはり頼っていると言いますか、依存している部分というのは非常に大きいわけです。

ただ、人口が、そのまま姫路市に移動するんじゃなくて、今、西播磨を姫路市を中心とした中枢拠点都市というのは、それぞれの役割りを分担して、例えば、雇用の面でも佐用町の中だけで、若い人たちが自分が希望する仕事をしていきたいという、こんな仕事しにつきたいというものが、なかなか見つからない中で、これは姫路だけじゃなくたつのほう、また、科学公園都市、こういうところにある雇用の場、企業、こういうところに、そこへ通勤し、また、通学できる。こういうことによって、それぞれの地域を今後とも維持していこうという考え方があります。

そのことが、どうしても、そのまま姫路に移住してしまう。姫路市に人口が集中するという部分は、当然、生まれていることは確かなので、それをいかに、それを抑制していく、町内で人口を定着させていく施策、そのことが、今、いろんな計画の中で考えているところであります。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君）                      廣利議員。

4 番（廣利一志君）                      27 年の 11 月に姫路市を中心として、東は加古川、高砂まで含めて、8 市 8 町で連携協定というふうに結ばれたわけですがけれども、何となく連携協定という文字からすると、要するに、8 市 8 町が、例えば、佐用町と加古川というような感じで連携というような感じを、ちょっと考えますけれども、実は、中身は姫路市と佐用町との協定。だから、町長が先ほど言われたように、各々の市町の役割りの分担というところがあります。

そうすると、その分担というのは、姫路市民にとっては、すごくありがたいのかもわかりませんが、佐用町にとっては、そうなのかなというところが実はあるんですよ。

それは、そうではない。姫路市民と同じ、その連携の効果というのは得られるんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君）                      はい、町長。

町長（庵逄典章君）            その効果というのを、どう評価するかということで、なかなか姫路市民と、例えば、佐用町とが受ける恩恵というものが、これを比較するというのは難しいと思います。

ただ、こういう協定を結ぶ、結ばない、このことは別にして、これは、特に戦後のこの経済発展の中で、佐用町も佐用町単独の中での事業、産業では、これは維持ができない。やはり雇用の場として、姫路のほうにも、たくさんの方が働きに行って、通勤をしてきたと、これが姫新線という1つの交通機関が、1つの大きな力になってきたわけです。

現在でも、皆さんも町民の、住民の生活、日常の生活のレベルから見れば、常にそういう広域的な活動、買い物に行ったり、また、そこに習い事に行ったり、学校に行ったり、勤めていらっしゃる方もいるし、既に、そういう連携がされているわけです。

ただ、それを行政として、そういう連携を、住民生活が連携をして、さらに佐用町に住んで、定住しながら、広い、そうした住民の希望を叶えられるような活動ができるような、例えば、交通の政策、より便利な姫新線にしていくんだとか、道路をよくしていくとか、また、駅にパーク＆ライドで駐車場を整備したりして利用がしやすいようにするとか、そして、今回も図書館なんかを相互利用ができるようにして、そこに姫路にいらなくても、佐用にいて、そうした広域的な現在のいろんな行政サービスや、そうした民間のサービス、そういうものが、みんなお互いに受けれるように、それは同じじゃないかもしれませんが、そうしたサービスが、みんなが受けれるような、そういう町にしていきたいと思います、この連携協定でありますので、そういうふうな、私は視点で、考え方で進めていきたいと思っています。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君）            はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君）            具体的には、連携協定の実際に、我々が感ずるところの事業としては、町長が4つ上げていただきました。

先ほども触れていただいた図書館のサービスが去年の秋から、この圏域で、その図書、その図書館の利用ができるということとか、観光パンフレットの作成、それから、JR姫新線の乗降客の調査とか、それから、昨年でしたか、佐用町のハイキングのコースが、30 幾つか載ってまして、その 10 幾つかが3カ国語に訳されてつくられたという、その協定の効果というか、実感するしないは別にして、そういうものが事業として開始されているわけですが、図書館のサービスについては、再度、数字のほうを、私は、つかんでおるんですけれども、やっぱり町民の皆さんも、よくまだご存じないという方がありません。詳しい内容を、ちょっと教えていただければなというふうに思います。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（岡本安夫君）            はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（服部憲靖君）    姫路市と結んでおります協定、協約につきましては、この事業につきましては、8市8町の住民であれば、それぞれの図書館で図書カードをつくっていただいて、登録して、その図書館が利用できる。貸し出しができるというものでございます。

以前から、佐用町の図書館に來られて、姫路市の図書を借りるということも可能は可能でございました。と申しますのは、相互貸借という事業でございまして、佐用町の図書館で申し込みをいただいて、姫路市から県立図書館を通じて佐用町の図書館に届けてもらって借りれるということができましたけども、その場合、10日から2週間という期間が必要でございました。それが、それぞれの図書館で登録することによって、例えば、姫路市の図書館に行けば、その日のうちに借りたい本が借りれると、そういった内容のものでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君）                      廣利議員。

4番（廣利一志君）                      蔵書というところからすると、佐用町の町民の皆様は、姫路市の図書館の図書が使えるということですから、それはそれで、有効いうか有利というかいいうところがあるんですけども、実は、その先のことが、ちょっと問題というか、要するに、先ほど聞きましたように、それぞれの市町の役割りの分担という形の中では、連携協定は、姫路市と佐用町が結んでいる。で、その姫路市が今後のことについてビジョンを発表されて、例えば、図書館についての条例というのが、仮に姫路市が、また、今後、来年、再来年、新しい条例をつくられたとすると、佐用町の住民の皆さんの声は、そこには反映しない。だから、その住民自治というところでは、実は、その声がどこに反映するのかなと。確かに、蔵書はある。しかし、今後のことの図書館の利用という形の中では、どちらかというと、総務的というか片務的で姫路市有利というふうな形になっているのではないかな。いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君）                      はい、町長。

町長（庵逄典章君）                      私は、ちょっと、そのへんは納得できないんですけども、図書館の利用なり、その活用について、基本的には、私の町にも町立図書館があるわけです。それが、蔵書でいろんな幅広いそうした本を探して、利用者の要望に應えていくのには、当然これは蔵書についても限界があります。予算も非常に大きな予算がかかります。

ですから、姫路市、たつの市、それから例えば、加古川の図書館でもそういう、今は、どういう本がそこにあるか。探しておられる本が、そういう貴重な本が、そこに収蔵されている場合もあるわけです。そういう物が利用ができるということ、これが相互連携のメリットでありまして、例えば、住民の希望とか、意見で、その図書館に反映ができないのではないかと言われますけれども、それは、私どもの図書館の中で、できることですね。少なくとも、こういう本がほしいとか、こういうことを調べてほしいとか、こういうことを当然、町民の皆さんにしては、まず、ここを拠点にして、そうしたお話をいただければいいわけで、そうすれば、図書館同士が、また、連携をして、司書同士が行いますし、同じように全てのところが同じように、町民が直接いろんなことも全てができるというようなこと、そこまでは求めているものではないし、そこまでは必要ないんじゃないかなというふうに思いますけどね。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君）            はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君）            連携というところでは、冒頭、町長触れていただいたように、西はりま消防とか、それからにしはりま環境事務組合というのがあります。

それで、これは、ここににしはりま環境の議会がありますし、消防には消防の議会があります。そしたら、従前からあるような形の、こういう一部組合方式での形をとらなかったと。それは、先ほど言った 2014 年の法律、まち・ひと・しごと創生法というのがあって、国がそういう方針を指し示す中で姫路市が宣言をして、それを目指したということではあるんですけども、その一部事務組合と住民の声を反映させるという意味では、それが本来ある形かなというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君）            はい、町長。

町長（庵逄典章君）            一部事務組合で、こうして、今、広域的な事業を行っているものを見ていただければ、それは 1 つの目的が限定された中で、ごみはごみ。それから消防。そういうもの運営していく中で組合というものを設立して議会を置いてしているわけです。

この連携協定というのは、当然、今いう幅広い、また、非常にその協定の中身というのは、そんなに厳しい制約があるわけではない。いわば、町民の皆さんの日常生活のある意味ではレベルの中で、できる限り、今、そういう強い関係の深いものを各市町が姫路市と佐用町、姫路市とたつの市というような形で結びましょうという協定でありますから、そこに、そうした公共団体のような、一部組合のような団体をつくってまで、これを行っていくというのは、非常に、まだ、目的というのが、しっかりと、これというものが具体的なものがないし、幅広いものを議論していくというのは、非常に難しいと思います。

廣利議員、1 つ言われるのは、イメージとしては、関西広域連合のような、ああした形のことを 1 つのイメージとして思われているのかもしれませんが、関西広域連合にしても、その中で取り扱っておられる協定の中の事業としては、防災とか経済とかいろんな分野というものがあるんですけども、なかなかたくさん市の町が集まって、また、同じようなこんな議会を設置して、組合事務所を置いて、こんなようなことまでして経費をものすごくかけて行うというようなことを行政として行うことが正しいというようなことになってしまうと、これは、そういうことばかりに時間と手間をかけなきゃいけない。お金をかけなきゃいけないというようなことで、結果的には町民の日常的なこのサービスには、あまりつながらない面も出てくるのでは、かえってマイナスになる面もあるのではないかなというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君）            廣利議員。

4 番（廣利一志君）            そこが結局、考え方としては、要するに姫路市を中心にして、課題、テーマに機動的に対応していくと。

要するに、議会があれば、やっぱりどうしても時間がかかるというところからすると、この連携協約というのは機動的に対応できるというところが、姫路市にとってはメリット

なのかなというような感じがするんです。それで、結局、住民の皆さんの声が届くのかというところだけが、私は、やっぱり危惧するところなんですけれども。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 連携と言いながら、1つは片方では、先ほど、廣利議員も言われるように、佐用町としての独自性、佐用町としての少なくとも町のこの独立した自治というもの、施策というものが一方ではしっかりとなければいかんわけです。その中で、後、連携ができるもの、広域的に取り組まなきゃいけないもの、そういうものに対して、こうした協定のもとに柔軟に対応をされていていくわけでありまして、その協定が全てを縛るわけではありません。町として不利なものは協定という形で、何も中身を、そういうものを排除すればいいわけでありまして、お互いにいいとこどりばかりはできないかわかりません。当然、協力という点が、まず柱にはいるわけですけれども、しかし、そこに佐用町にとって非常にデメリットが大きいということになれば、その部分は外せばいいわけであります。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 次の質問のほうに移らせていただきます。

古民家保全条例（仮称）の検討ということで、今年度からの空き家の調査、空き家バンクへの搭載、移住相談会などへの積極的な参加など、昨年までさまざまな提案をしてきた者として、大きく評価をしております。

今後は、行政のみならず議会も、民間の中間支援組織も連携の中で都市からの移住の実績を上げていく、このことが問われているように思います。

そこで、町長にお尋ねします。岡山県は、都会からの移住先として人気が高いところですが、比較的若い世代の移住希望者が多く、多くの改修費をかけてまでして移住を考えているというのは当然ですが、ありません。

古民家の場合は、特に改修費などが多くかかると一般的には思われています。

そこで、①つ、多くの古民家がある佐用町の場合、魅力の1つでもあるので守っていくという姿勢を示す意味でも条例が必要では。

②つ目、建築基準法上も壊れると二度と建てられない貴重なものが多い中で、所有者に対しても、貴重で守らないといけないという意識をもってもらう、そういう効果が期待できると思うが、町長の見解をお聞きします。

③点目、古民家が多くあり、移住希望者に佐用町をアピールすると思うが、町長の考えを聞かせてください。

他市町との差別化戦略として有効だと思います。いかがでしょう。

⑤点目、空き家、古民家の再生にかかる負担について町からの補助金などでの支援は考えていませんか。

以上、古民家保全条例の検討ということで、お聞きをします。

議長（岡本安夫君） 町長、答弁をお願いします。



町長（庵途典章君）            それでは、廣利議員からの２点目のご質問でございます。古民家保全条例の検討をというご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

その前に、廣利議員からは町の今、取り組んでおります空き家の調査、また、バンクの登録、移住相談会など、昨年からいろいろと準備をしながら進めておりますが、まだ、十分な成果が出ているわけではありませんが、それぞれの取り組みにつきまして評価をいただきまして、ありがとうございます。

また、途上段階であります、今後とも、そうした施策、いろいろと研究、模索しながら進めていかなければならないというふうに考えております。

さて、古民家保全条例ということでございますが、全国的には、こうした条例を設置している市町も多くありますが、しかし、そのほとんどは歴史的建造物としての古民家であったり、景観形成のための保全条例であるなど、廣利議員の趣旨は、もう少し、幅広いというふうに捉えます。お尋ねのような移住定住を目的とした条例設置ということではないと思われま。

ご質問では、条例で古民家を保全し、古民家が数多く残る町を移住の戦略としてはどうか①番から⑤番までのご質問をいただいておりますが、古民家という定義が曖昧なことから対象物件の特定が、まずできないというふうに考えます。しかし、ここでは一般的に言われている古民家というのは、戦前、特に大正以前に建てられたカヤぶき、または瓦ぶきの木造の住宅という、そういう定義の民家ですね、建物、建造物を古民家と解釈をしてお答えをさせていただきたいと思います。

本年度実施をした空き家調査においては、それぞれ自治会から 700 軒余りの空き家が報告をいただいて、その中には、そうした古民家も数多く含まれております。

町ではこの 700 軒余りの空き家を、できれば有効活用し、移住定住につなげようとするものでございますが、空き家バンクに登録し移住者へ紹介するものはあくまでも利活用可能な空き家であって、非常に耐用年数が過ぎて、また、傷みが激しく活用が困難なそうした古民家等は取り扱っておりません。

ご指摘のように、日本の伝統的な木造技術が残る古民家は、今後もコスト面からも民家として新築されることのない貴重なものであることは十分に認識いたしておりますが、しかし一方、建てかえができないという点については、建築基準法等、その安全性の面で、現在の建築基準法等では許可にならないというような建物であるということも、まず、認識をしておかなければならないと思います。

そういう意味で、あくまでも空き家は、まず、基本的な考え方として、個人の財産として所有者の責任において管理保全をしていただくことが原則でありまして、これを条例で網をかけて保全の規制をするということまでは、なかなかできないというふうに考えております。

しかし一方で、空き家は移住・定住の受け皿として貴重な資源であり、移住相談会においても古民家を希望する方には利活用可能な古民家をご紹介します、当然、これをアピールできるものと考えております。

他市町と差別化する意味での条例も戦略の１つとしてPR効果が期待できると思いますが、空き家、特に古民家の多くは傷みが激しく、耐震基準が満たないと思われることや、このまま放置すれば危険空き家になり兼ねないというのものも多くありますので、一律に古民家として保全する条例というのは、これは難しいというふうに思います。

また、古民家の多くは永年放置され、居住するためには相当の改修費がかかると見込ま

れることと、古民家という定義が曖昧なことから対象物件の特定ができないと考えます。よって、古民家に限った補助制度というのも、なかなかこれも難しいなというふうに思います。

古民家に限らず空き家バンクに登録をされている物件には、多少なりとも修繕を伴うものが多く、佐用町では補助金制度を設けていませんが、空き家の機能回復や設備改善が必要な場合には、県の空き家活用支援事業や田舎暮らし農園施設整備支援事業をご案内をさせていただきます。

これは、改修費の3分の1を県が補助するもので、補助金の上限は100万円、田舎暮らし農園施設整備支援事業では遊休農地の復旧費についても最大75万円の補助がありまして、移住者から要望の多い家庭菜園など農業支援制度にもなっております。

佐用町では、これまでに3軒の空き家活用支援事業が利用され、本年度は1件の申請を、今、受け付けているところで、今後もこの事業を有効に活用をしていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 6日の新聞なんですけども、政府は、この9月5日に2020年に訪日外国人旅行者を年間4,000万人とすると。その目標達成に向け、日本ならではの古民家や農村などを活用した地方の観光振興策を検討する関係省庁会議の初会合を開いたと。

それで、そこで言われているのは、古民家改修に関する規制緩和、あるいは支援策、本年度中に取りまとめ、18年度の予算の概算要求に反映させたい。政府のほうは、実は、この古民家のことを、景観の問題もありますけれども、古民家ということで、実は、実際、取り組もうとしているわけですね。その点については、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 国としても、現在、空き家が非常に増加をして、いろんな、そういう問題を起こしているということで、ああして危険空き家等の条例等もつくられるというようなことで、非常に関心を持って取り組まれています。その中で、東京オリンピックという、また、インバウンドという、外国からの旅行者、非常に増加しておりますし、これから、ますます増える。そうした宿泊地、受け入れ態勢をどうするかという問題。そういうものも絡めて国が考えられているというふうに思っております。

ただ、今、廣利議員がご紹介いただきました、この考え方も、そういうことを、今から取り組もうと、考えようということなので、それは具体的な、その国の制度というものを示していただいた中で、当然、町としても、それに対しての対応をしていきたいと。そういうことで、今のところ、実際に具体的なものというのは、何もないので、それを、どのように町が受け止めて、それをどう政策に、事業に取り組んでいくかということまでは、私のほうではわかり得る段階ではございません。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君）                    はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君）                    先日、議会で東京のほうへの行政視察がありまして、実は、移住・定住の関係で岡山県の担当者の方に、話を直接聞きました。

東京からの移住者、関西からの移住者も岡山県多いんですけれども、人気が高いんですけれども、岡山県に接する佐用町、環境的には実は似ております。それで、東京からの移住者の方、岡山県に移住する。だいたい 30 代ぐらいの若い方が多いというふうに、その方は、おっしゃっていました。

それで、特徴的なのは、東京からの移住者の方は、岡山県に移住したい。要するに備前市に移住したいとか、美作市に移住したいではないですね。岡山県に移住したいということをおっしゃっていました。それは、すごく私は特徴的だなという感じがしました。

それで、要するに岡山県ならどこでもいいと。さらに、空き家であればいいと。要するに古民家ではないんですね。

だから、人気が高い岡山県なんですけれども、その接する佐用町としては、実は、岡山県と差別化というところでは、この古民家というのが 1 つ、その戦略として、要するに訴えかけが、実はできるのではないかなというふうに、実は思います。

その古民家保全条例と、全国的には、こういう形で古民家、あるいは町家、条例をつくっているところがあります。郡としてやっているところもありますけれども、県境を接する岡山県の移住者の方、移住希望者の方、これを、ここに古民家をアピールするという意味で、必要ではないかなと思うんです。いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君）                    はい、町長。

町長（庵逄典章君）                    今、お話しの、そうした移住者の希望とか傾向ですね、岡山県というのは非常に人気が高い。ただ、岡山県であれば、どこでもというような、まだ、岡山県のどこというのじゃなくて、そういう非常に漠然としたイメージ的な中で、移住者が移住先を求められているというような感じなんですけれども、ただ、移住をされて、そこで何をするか。どうして、そこで定住して、定着して、生活をしていくかということを、しっかりと、やっぱり考えて移住していただくということが、1 つは、非常に大事なわけですね。

ですから、本当に移住、こちらに来て、何か事業を行う。こういうことしたいんだと言われる方は、やはりかなり、そこはいろんな総合的な、具体的に、私は考えられているというのか、検討をされていると思います。

実は、例なんですけれども、先般、佐用町内に大阪のほうから移住して、そこで自分が前々から考えていた事業を行いたい。ただ、佐用にという、何も全く知り合いも限定したものではない。ただ、移住される。探されていた物件、場所というのは、やはり生活面で、日常の生活面では不便のない。都会の方ですから、特に奥さんは車を持っておられないんですね。だから、徒歩の中で、買い物ができ、また、病院があり、こうして役場があり、駅、神戸や実家へ帰る。大阪なんかにもすぐに行けるような、そういうところから探すと、佐用町、ここ本当に来てみて、非常に便利です。その割には、土地が安い。物件も、まあまあ、自分の持っていたもので買えました。そこで、こういう事業を、これから、私なりに規模は小さいですけどやっていきたいんだということをお話しいただいたんですけど

も、やはり、そういう日常の生活というのは、利便性というのは、生活する面で、必ず移住者においても、しっかりとやっぱり考えられて選ばれるということは、私はあると思います。

自然が豊かとか、そこだけで、山の中で生活するのではないし、農業といっても農業だけで生活が成り立つような生産性を上げるというのは、なかなか難しいわけです。

ですから、古民家といっても、そこでも、やっぱり生活というのがあります。特に、若い人であれば、何十年もそこに住まわなきゃいけない。そういう面での、やっぱり環境という面、そういうことも、当然、考えられると思いますので、それに、どう町としては応えていけるか。そこらあたりを、やっぱり、いろんな相談を受けたり、こうした空き家バンクなんかでPRして、その人たちの希望を聞きながら、その要望に応じて定住につながるように取り組んでいきたいなと、そういうふうに考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 古民家に対する、行政の支援制度という点で考えていきますと、歴史的な建造物の保存ということで、1つはその指定という制度があります。

それから、2つ目に、その伝統的な建造物保存制度という形のものがあります。

3点目が、登録制度というのがあります。

だけど、実は、町内にもそうですけども、そうではないんだけど、実は、貴重な建物というのが、まだ、たくさんあります。だから、そこを保全するというか、このまま朽ち果ててしまうのを防ぐという形で、最初から言っている保全条例的なものが必要ではないかなというふうに思うんですけども。

要するに指定とか、登録制度では、カバーできていないのではないかなというふうな感じがするんですけど、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それをカバーできていないということは、いわゆる幅を広げて、一般的な古い建物を全て保全をしていくとか、条例化して、それに支援をしていけるようにするというのは、これもなかなか、その幅が今度、逆に広すぎて、これまで、そうした指定がされているというのは、先ほど、廣利議員言われた歴史的な文化財に準ずるような、匹敵するような、そうしたものを、やっぱり指定をして保全をしていくしか、なかなか方法がないということだと思います。

建物も、やはり人がつくったものであり、耐用年数、寿命というものがあるわけです。ですから、一般的な民家というのは、そんなに、その当時つくる時に、構造的にも立派な、例えば大きな柱を使って、構造的に300年、400年もつような建物としてつくられたものではない建物のほうが、ずっとずっと多いわけですね。

ですから、そうした一般の庶民、その当時のそこに住む人たちが暮らしていた住宅というのは、それほどお金をかけるというような形ではない建物ですから、構造的にも、耐久性から見ても、ある程度寿命がきている。耐用年数がきているという部分が多いんです。だから、そこを、今の時代に合ったように、また、安全に、また、さらに使って行こうと

すれば、当然、そういう部門、見えない部分でも、しっかりとした保全が、町が、例えば規制をする以上は、対策をしないと、そこで地震の問題、火災の問題、そういう安全性の問題で住居としての適格性というのが、なかなか保てないという点、そういう点も非常に難しい点があるということは、十分おわかりのことと思います。

ですから、なかなか古民家といわれるものを全て対象にした、そうした条例をつくり、また、その保全に対して行政的に支援をしていくということ、このことは、そこまで広げていくというのは、なかなか難しいということを申し上げているところであります。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） この1年、実際に移住者の方がその古民家を再生されたと。あるいは再生されているというのが、幾つもありまして、例えば、120年の古民家なんですけれども、この春に再生されて、まだ、具体化というか、現実にはなっておりませんけれども、民泊の施設として目指すと。

あるいは、同じく120年ぐらいの古民家なんですけれども、これ三日月ですけれども、お店としてオープンされて営業される。

あるいは、160年の古民家なんですけれども、これは三河ですけれども、移住者の方が、これ所有者も地域も含めて、そんな家には住めないと言ったところに、実は、古民家再生を今されている。やっぱり、そういう魅力があるのだというふうに思います。

この古民家を使った、活用をした定住対策というところに、もう一歩進めていくなら、経済的な効果も実はあるんだというところ、当然、売却になりますので、そういう売却利益というふうなところも、当然、出てくるわけですね。

それから、賃貸借だったら賃貸料の発生と。

2番目に社会的な効果としては、要するに定住なり滞在人口の増加と、それから、そういう空き家の保全というふうなところがありますし、それから、教育的な効果というところでは、やっぱり今まで見捨てられていた、その地域の文化の継承というか、やっぱり160年とか200年の家を守っていくと。これは地域の人も実は、その魅力すらわからなかったと。このあたりが、実は、古民家を使った、活用した定住対策というふうなところに、いろんな意味で波及効果が実は狙えるのではないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 古民家を対象外というふうには思っておりません。当然、古民家も含めた、現在、空き家になっている建物、こういうものをいかに有効活用ができるか。これは、古民家を活用しようとするれば、当然、それはそれなりに魅力もありますし、日本の昔の歴史を振り返るような、そういう教育効果もあると思います。建物の中を見ても、今は、現在、囲炉裏は使っていませんけれども、大抵の家は、囲炉裏を使っていたから、上のはり、構造物もすすで黒くなって、そういうものも1つの昔の家が、こういう家だったというようなものはあります。

ただ、現在、先ほど言われた三日月とか古民家として改造されて利用されているところ

を、私も、当然、見ていますけれども、それなりに、それを使うためには、大変な改修費をかけられております。

ただ、その空き家の利用、また、移住・定住対策、こういう点につくと、古民家だけではなくて、当然今は、戦後、また、新しい、20年、30年のような家がたくさん空き家になっているという点もあります。そういう、まだまだ、これから耐用年数としても、確かに、100年たっても改修していけば、佐用町の古民家で一番古いというのは、私は、200年ぐらいさかのぼるのかなというような感じはするんですけども、そんなとこまではいなくても、100年、120年、明治の時代に建てられた建物、こういうのも改修しながら残っておりますが、戦後、特にある程度経済成長した中で、立派につくられた家が空き家になっているという点もあります。

そういうところも、すぐに、今の生活ができる、非常に使いやすい設計でされているところもありますから、そこそこ、そういう空き家、定住を求められる方のニーズ、希望ですね、これこそ、どういうところでイメージがあって、こんなところへ住みたい。こんな家がほしいという、当然、それぞれのイメージがあるわけですから、それぞれに合った相談を受け、また、提供ができるような、そういう案件を、そういう体制というものが必要かなというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 目安の1時間、ちょっと超えてますので、もう終わります。

教育長にお尋ねしますけれど、地域文化の継承というところで、その古民家の活用、文化財ではないんだけど、要するに、150年、200年という古民家、例えば、この生涯学習施設として、展示していくとか、保全、活用していくとか、そういう形のものは、要するに考えられせんか。

要するに視点は、地域文化を、地域の文化を継承するというところで、そういう形は考えられませんか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 考えられませんかと言われたら、考えられますとしか、言い方がないんですけども、ただ、私個人的に思うのは、やっぱり古民家と言われても、今、廣利議員言われているお家がどこかもわかりませんが、要は古民家そのものには全て持ち主がいると。その持ち主の方の意向というのを僕は非常に大事なんじゃないかなということを常々思っておるわけでありまして。

ですから、継承して伝えていきたいという意思をしっかりと伝えていただければ、それなりの動きもできるだろうし、そのあたりの持ち主との絡みというものが、我々、教育委員会、文化財含めて、今後も検討して行かなければいけないのではないかな、そのように考えております。

4番（廣利一志君） ありがとうございます。じゃあ、私の質問終わります。

議長（岡本安夫君） 廣利一志君の発言は終わりました。  
続いて、5番、竹内日出夫君の発言を許可します。

〔5番 竹内日出夫君 登壇〕

5番（竹内日出夫君） 皆様、こんにちは、5番、公明党の竹内日出夫でございます。今日は、老人医療制度の充実をと食品ロス削減に向けての取り組みの2点について質問をいたします。

まず、1点目の、老人医療制度の充実をについて質問をいたします。

今から59年前の1957年、岩手県の内陸部に雪、貧困、多病・多死の三重苦の村といわれ、医者にかかることは治療費で、暮らしが破たんするという意味で「かまど返し」と言われていた人口約3,600人の沢内村に、深澤晟雄村長が就任されました。

そして、3年後の60年、村は全国に先駆け65歳以上の医療費無料化を実施し、さらに60歳以上、乳児、障がい者、母子家庭へと無料化は拡大されていきました。

この医療費無料化は全国初の試みで、村の医療費負担が激増すると批判されたそうです。しかし、実際は逆でありました。15年後には、医療費負担が県平均の7割ほどに激減しています。

これは、受診のハードルが下がり、重くなる前に治療できた例が増えたからであります。20年後には、県内1位の長寿地域になっています。また、全国で最も高いとされた乳児死亡率も、62年、全国で初めてゼロになっています。

この深澤村長の口ぐせは「国がやらないなら私たちがやる。いずれ国は後からついてくる」だったそうです。

私は時々、いわゆる年金暮らしのお年寄りから「体の調子が思わしくないが、子供に負担をかけられないので、辛抱している」との声を聞くことがあります。本町の老人医療助成制度を見ますと、本県の助成制度のみでそれに上乗せした助成制度がありません。

この老人医療助成制度が適用される年齢は65歳から69歳となっております。65歳ともなりますと、退職されて年金暮らしの方が多くなる年齢でもあり、体の不調が出てくる年齢でもあります。この負担区分を見ますと低所得者では、町民税非課税世帯で、年金を加えた所得は80万円以下負担割合は2割となっています。

例えば、年金を加えた所得が80万円として、そこから食費、光熱費などの生活費を引くとほとんど手元に余裕のお金はないという状況ではないでしょうか。

そこで、次の2点について質問をいたします。

老人医療受給者証を受けている方は何人おられるのか。そのための町負担は幾らか。

2つ目、佐用町では、近隣市町に先駆け、健康長寿でいてもらうため高齢者が医療機関にかかりやすい制度を提案するものです。町長の見解を伺うものであります。

例えば、所得制限を緩和し100万円以下にするとか、今の負担割合2割を1割に、あるいは負担をなくするなど、誰でも気軽に医療機関にかかることができる助成制度をつくる必要あると思います。町長の見解を伺いこの立場からの質問といたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、竹内議員からのご質問にお答えをさせていただきます。  
まず、最初に老人医療助成制度の充実をとということについてのご質問でございますが、

まず、1点目の老人医療受給者証を受けている方は何人おられるのか。そのための町負担は幾らかということについてでございますが、最初に、老人医療制度について、まず、簡単に説明させていただきます。

竹内議員は、十分ご存じのことなんですけれども、町民の皆様に改めて知っていただきたいと思います。

この老人医療費助成制度は、重度障害者医療費助成制度や母子家庭等医療費助成制度、乳幼児等医療費助成制度などの福祉医療制度の1つでございます。一定の要件を満たす方が、病気やけがをして医療機関等を受診した場合に、医療保険における自己負担の一部を県と町とで公費負担するという兵庫県の制度でございます。

老人医療費助成制度の対象となる方は、65歳から69歳までの高齢者で、かつ町民税非課税世帯の公的年金の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の方が対象となっております。65歳から69歳までの方の場合には、通常3割の一部負担金で医療機関にかかることとなりますが、適用されますと2割の一部負担金で済むことになります。

ご質問の老人医療受給者証を受けている方ではありますが、まず、今年7月1日現在で、65歳から69歳までの方は1,709人、老人医療の対象となる方は、その中で145人でした。このうち43人が重度障害者医療の対象を重複されておりますので、老人医療受給者証を単独で受けている方は102人というふうになります。

次の町負担額につきましては、前年度の決算額から見ますと、昨年は65歳から69歳までの方が1,676人おられ、うち受給者数は119人でした。老人医療費の決算額は388万4,320円で、うち3分の2を県から補助いただきますので、町の負担額は129万4,773円という計算になっております。

次に、2点目の佐用町では、近隣市町に先駆けて、健康長寿で居てもらうための低所得者が医療機関にかかりやすい制度を提案するというものであり、その所見を町長に問うということでございますが、例えば、所得制限を緩和して100万円以下にするとか、今の負担割合2割を1割に、あるいは負担をなくすなど、誰でも気楽に負担感がなく、医療機関にかかることができる助成制度をつくる必要があるかということについてであります。そうした、ご提案のとおり、町民の皆さんが健康で、当然、長生きしていただきたいということ、そのことは、私も同じように、いつも思っていることであります。

健康であることが一番であります。しかし、当然、人間、病気やケガで医療機関にかかる必要性が生じることは、これは誰にでもあり得ます。

低所得者が医療機関にかかりやすい制度について、提案の所得制限の緩和ということについてであります。現在の所得制限の80万円というのは県の制度が改正された平成21年7月から適用をされております。この80万円というのは、医療保険の70歳以上の方の自己負担額判定の低所得区分1の計算に用いられており、その額を基準とするのが、やはり適当でないかと考えます。

次に、負担割合の変更あるいは負担をなくすことのご提案ですが、近年は、以前に比べて医療技術の進歩や新薬の開発、あるいは最新の医療機械の使用などによって、より高度な医療を受けることができるようになっております。また、病気の傾向も昔の感染症や急性疾患等からがんや、悪性腫瘍ですね。生活習慣病、また、精神の疾病といわれる慢性的な病気が増加をして、治療には高価な薬を使用したり、疾病の長期化ということが、当然、みられております。

これらにより年々医療費の増加が進んでおりまして、国では、国民皆保険制度を堅持しながら、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するために健康保険法の改正を行ってきたところでありまして。現役世代の負担が過重なものにならないように、また、増大する高齢者の医療費の適正化を図るため、平成26年には70歳以上75歳未満の負担割合が改正



をされまして、現在は、老人医療の対象となる年齢を含めた小学生以上 70 歳未満の方の割合が、負担割合が 3 割。また、70 歳以上 75 歳未満の前期高齢者の方が、原則 2 割負担。75 歳以上の後期高齢者医療保険該当者は原則 1 割負担というふうになっており、未就学児は 2 割負担というふうに、制度としてはなっております。

ただ、そうした中で、町としては、中学生までの乳幼児から子供たちの医療費というのを全額無料化しているというのが、佐用町の取り組みでございます。

ただし、患者が医療機関等に支払う一部負担金が高額となった場合には、高額療養費として窓口での支払いが自己負担限度額までに抑止となったり、支払いされた部分が後日還付されます。

このように、医療保険制度全体から見た負担割合のバランスから言えば、老人医療の負担割合を 1 割あるいは負担をなくすということは、乳児、また、子供医療と比べて、その医療費の額というものが非常に莫大なものになります。そういう意味からも、これを町財政、町財源の中で、長期的に負担をしていくということは非常に困難であるというふうに考えております。

町といたしましても、昨年度には、世代を越えて、地域みんなで健康づくりを共通の基本理念として、健康増進計画及び食育推進計画の第二次計画を策定をして、健康の実現には個人の取り組みとあわせて社会全体としても個人の健康づくりを支援していこうとしております。9 月から実施をいたします「さよう健康ポイント」や町の健診による、病気の早期発見、重症化予防に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、ご質問に対するこの場からの答弁とさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） ありがとうございます。

町長のほうからは、非常に難しいというような内容であろうと思います。が、今後、佐用町においては、乳幼児等の医療費制度、中学 3 年生までね、私は、所得制限があるものの、非常にいい制度ではないかなと思うわけです。

でも、中には、この所得が 80 万円以下となっておるんですが、聞くところによると、年金が 4 万円、5 万円というような方もおられるように聞いております。田舎へいくほど、生活保護にかかるのが遠慮するというような嫌いがありますね。だから、非常にこの 4 万円、5 万円の方が病院に行こうと思っても、ちょっと辛抱しようかというようなことで、重症化していったって、かえって医療にお金がかかるのではないかなというような懸念があるんですけど、町長、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 一人一人のそうした経済状況というのは、私らも細かく正確にはわからないんですけれども、確かに、年金だけで見れば、基礎年金的なものだけという方も、確かにいらっしゃいます。

ただ、そうした年金の方も、当然、それまで長く生活されてきた中で、蓄えも持っておられる方も当然あります。

ですから、なかなか一人一人の状況を見て、その経済状況全て非常に医療にもかかることが困難だというふうに判断はできないという点もあるかと思います。

当然、町といたしましても、みんなそうした医療費が全てが無料になれば、それは一番いいんですけども、これも誰かが社会的に負担しなきゃいけない。今のこうした老人医療制度なり、今、後期高齢者医療制度においても、当然、若い世代がかなり負担を、その部分で負担をして支えているという現状です。

そうした中で、ますます、そうした若年層が人口が減って、社会を支えていく若い人たちの負担というのが、大きくなっているわけですね。

佐用町の医療費の額を見ますと、確かに、佐用町、乳幼児から中学生まで、これは若干の所得を設けておりますけれども、基本的に無料化を図っております。ただ、この額というのが、今、佐用町の中学生までの医療費の総額というのは、3億いかないんですね。そのうち、町が、例えば、その部分を無料化をしても、年間5,000万円余りの負担という形になります。

子育て世代の負担というのは、非常に生活面で若い世代、まだ、収入も少ない時代の中で、一生懸命ご夫婦で協力して働いて、また、単身の家もありますし、そうした子育ての負担というのは、私は、やはり大きいなという思いがします。

そういうことで、その経済的な負担軽減も含めて、今、町として、こういう制度をつくりました。

ただ、当然、高齢者の方にも、そういう制度、全部適用できれば一番いいんですけども、高齢者の医療費というのは、割合は2割、3割といっても、1人当たりにかかる医療費というのは、全然違うんですね。

今、先ほど言いました若い子供たちの医療費というのが、だいたい平均しますと年間13万円余りなんですね。でも、高齢者、この今言われる老人医療保険の適用、65歳から67歳までの医療費を見ますと、1人やっぱり36万円から37万円かかっているんですね。だから、これだけ見ても、その例えば、2割、1割といっても、額が全然違うんですね。しかも65歳から69歳までというのは、わずか5年の間ですよ。あとの70歳から74歳まで、そして75歳以上の高齢者、こういう人口というのは、非常に多いわけです。

しかし、高齢になるほど、その医療費というのは非常に高額になります。

例えば、悪性腫瘍なんかで、先進的な治療を受けますと、今、保険制度なんかもありませんけども非常に入院費、医療費、治療費、手術費、高額な医療費で、1人の医療費が月何百万お支払いするというような状況になるわけです。

でも、その、じゃあ2割要りますよといっても、そんなにじゃあ何百万も要って、2割も3割もだったら、それは、とても払えないんですね。でも、保険制度として、高額医療については、その限度額というのを設けているわけです。そういうものがあって、初めてそうした先進医療、高額な医療もみんな受けられるという、今、社会になっているわけです。

ですから、その部分を見ていただかないと、これを無料化しますと1桁違うぐらいの町の負担を考えなきゃいけないという形になりますので、それだけでなく、その部分をじゃあ、誰が負担するのか。これはまた、次の若年層の若い世代が、また、それを負担しなきゃいけないという形になり、ますます、そうした若年層の経済負担感というのが大きくなってしまいますから、今の制度というのは、私は、ある意味では、今、社会のこれだけの医療を受けれることができる中で、世界、ほかの国と比べたり、また、昔と比べれば非常にいい時代になってきているというふうに、私は、思わなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 町長のおっしゃるとおりだと、私も思っております。

私、こういう質問をさせてもらうのは、国保のほうから大変な援助をもらって、治療をさせてもらうんですけれども、重症化になる前に医者にかかって、軽傷の時に治したら、これほど要らないんじゃないかなということがあったり、また、病気になられる方も軽い時に治したほうが、やっぱり苦痛が少ないだろうと思うんです。だから、そういう意味で、この質問をさせてもらったわけなんですけれども、佐用町のほうでも国保の関係につきますと、県下でも少ない個人負担で、町のほうからは、1 億 7,000 万円ほど繰り入れしてもらったりして、非常にみんな喜んでいっていると思うんです。

だから、その将来繰り入れを少なくするためにも早く医者にかかってもらうのが一番いいのではないかなと思って、この質問をさせてもらったんですけど、町長、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 早く、初期の間に治療をするということも、当然、大事です。

しかし、その前にそうした病気にならないように、普段からの健康づくりというのが、まず一番大事です。そこを、今、町としても健康福祉課、やっぱり健康というのは食べ物から、やっぱり生活習慣として、健康のもとになる食生活というものを、しっかりと改善して、病気にならない体をつくると、ここを一生懸命、これを取り組まなきゃいけないというふうに思っております。その後、病気、体に変調を来せば、当然、医療機関で早期に受診して治療を受ける、指導を受ける。また、がん検診等、早期の発見のために、そうした検診も受けていただくと、こういう面については、検診なんか、そういう制度をつくって、本当に負担も少なく、誰でもが検診が受けれる、この制度の中で運用しておりますので、ぜひ、そういう一人一人の町民の皆さんも医療費というのは、これだけ高額、かかっているんだということも含めて、よくご認識いただいて、1 人の健康というのは社会的な大きな貢献にもなるんだということで、健康づくりをしていただきたいというふうに思います。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 非常に町長の言われることもわかりますし、そのために本当に軽傷なのか、軽い時に医者に行くような制度の提案をしたわけなんですけれども、なかなか町長はうんと言われませんので、このあたりでやめようかなと思っているんですけど…。

町長（庵逄典章君） 軽い、言わば軽傷の段階での医療費だけを無料にするのであれば、また、医療費の額というのも、かなり違ってくると思うんですよ。

でも、医療費を無料にする。そして、医療費負担率を軽減するということは、先ほどか

ら何回も言いますが、全ての医療に、そんなにわけて考えるわけではできませんので、そうした時に、本当に片方で、そうした高額医療というのは限度額を設けて、本当に何百万の治療がかかっても何万円かの治療費で済むようになっているわけですね。

そういう制度の中で、若干の負担は、やっぱりしていただかないと、町が、現在行っている乳児や子供たちの医療費の1桁違う、5億も6億もの費用を、この無料化のために、これを支出する。財源的に、これを安定して、長期的にこういうものを維持していくということは、佐用町の財政規模、財政力では、私は、非常に難しい。かえって、ほかのものに、いろんな大きな悪い影響が出てくるというふうに思っております。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君）                      竹内議員。

5 番（竹内日出夫君）                      その沢内村のことなんですけれども、15 年ほど後に、医療費の負担が減ったというようなことも載っておりますので、近い将来、また、考えていただいたらなと思うんですけど。

最後ですけれども、この沢内村は、2005 年 11 月に合併して、この西和賀町となっておりますが、この村長は、医師にもかかれず木が朽ちるように死んでいく生命があることを、私たちは見つめなければならない。与えられた人間の生命が完全に燃焼しつくすまで、自分たちで自分たちの生命を守り続けることが、主義主張を越えた政治の基本でなければならない。教育も経済も文化も、すべてがこの生命尊重の理念に奉仕すべきものであるとした村長の理想は、一步一步現実となり、「沢内生命行政」と呼ばれる、医療、福祉、住民活動を包括する仕組みが花開き、「三重苦の村」は「生命尊厳の村」へと変わっていったそうです。

このことをお伝えして、1 点目の質問は終わります。

続いて、2 点目の質問に入りますが、質問に入る前に 1 点だけ訂正させてください。

通告書の 2 枚目なんですけれども、下から、1、2、3 と番号をうっております 2 の後ろのほうの 2 行目、これ市民となっておりますの町民と訂正お願いしたいと思います。

それでは、2 点目の食品ロス削減に向けての取り組みを問うについて質問をいたします。

食べられる状態なのに捨てられる「食品ロス」は家庭やスーパー、宿泊施設や飲食店などあらゆるところで見受けられます。農林水産省によりますと、日本では年間 2,797 万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの 4 割近い約 632 万トンが食品ロスと推計されています。

既に先進的な自治体では、さまざまな食品ロス対策が行われています。長野県松本市では、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の 30 分と終了前の 10 分は自席で食事を楽しむ「30・10 運動」を進めています。

また、NPO の活動としては、賞味期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供する「フードバンク」が有名であります。

国連は、2030 年までに世界全体の 1 人当たり食品廃棄物を半減させる目標を採択しています。

そこで次の 3 点について質問をいたします。

本町においても、まずは学校や保育所などの教育施設における学校給食や食育・環境教育などを通して、食品ロス削減のための啓発を進めるべきであると思うがどうか。

2 点目、家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みをはじめ、飲食店等における飲食店で残さず食べる運動や持ち帰り運動の展開など、町民、事業者が一

体となった食品ロス削減に向けての取り組みを進めることが重要であると考えているがどうか。

本町の災害備蓄食品については、これまでは消費期限後に廃棄してきたと思われますが、今後は未利用備蓄食品の有効活用の観点から、例えば、消費期限6カ月前などにフードバンク等への寄付等を検討してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

2点目の質問をこれで終わります。

議長（岡本安夫君）                    はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）                    それでは、竹内議員からの2点目のご質問でございます食品ロス削減に向けての取り組みについてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今、ご質問の中にありまして、お聞きして、日本の食料のロスといいますか、廃棄をされている食料が2,790万トンという、本当に日本はよく言われますように、現在、食料の自給率が40パーセントを切るというような、そんな状況下にあって、大分多くの食料を外国から輸入をしている。その中で、こんなロス、廃棄をしてしまっているということ、これは本当に日本の国自体のあり方、考えなければいけない。国もそうした取り組みが、今、やっとされているということで、町としても、当然、こういう問題は真剣に真摯に受け止めて、みんな一人一人の生活の改善をしなきゃいけないというふうに、私も思ったところであります。

まず1点目の本町においても、まずは学校や保育所など教育施設における学校給食や食育・環境教育などを通して、食品ロス削減のための啓発を進めるべきではないかということであり、私も、そういうふうに啓発をしていかなきゃいけないなというふうに思いました。

学校給食における、現在の佐用町の状況でありますけれども、佐用町の学校給食センターで、今、つくっている給食、非常に残菜量といいますか、食べ残しが少ない。そういうふうに聞いております。給食センターの職員の話では、ほとんどない時もありますし、1日持ち帰ってきて、平均1キロか2キロ、そんな少ない量で、近隣の給食センター等の状況と比較すると、非常に子供たちも、しっかりとおいしく食べて、無駄のない、そういう食育の中で、やはりもったいないというような教育もかなりされているのではないかなというふうに推察をするところでございます。

また、残菜を少なくするための取り組みとして、4月に新1年生の保護者を対象に、試食会等で栄養教諭が、食育の大切さ、給食に関わる人達への感謝の気持ち等を伝え、毎月発行の給食だより等で各家庭へ食に関するさまざまな情報等をお知らせをし、児童・生徒には、毎日の放送原稿、献立ひとくちメモにより、給食を生きた教材として子供達に食に関するさまざまな情報を伝えているところでございます。

また、栄養教諭や学校の教職員からの指導によりまして、児童・生徒の食べ物に対する意識や食べ物を大切にする気持ちが生まれ、その効果が、毎日の食べ残し、残菜の少なさにあらわれているというふうに、先ほど、申しましたように、思うところでございます。

次に、保育園における取り組みでございますが、町内の保育園では、好き嫌いが食べ残しにつながることから、保育の中で園児自らが野菜づくりをするなど、食材に興味や関心をもたせて、苦手なものでも食べられるように誘導したり、給食参観などを通して園児たちの食べ具合を保護者に見てもらい、献立メニューの工夫や量の調整などにより、園や家庭でも食べ残しをなくす取り組みをいたしております。

これらのことから、丈夫な体をつくるための栄養面での工夫や、正しい食事習慣を身に

付けるなど、日常の保育の中で食育に取り組み、適切な量を残さず食べるように心がけをしております。

保育園での食品廃棄については、通常ほとんどありませんが、園児が、どうしても急に休んだり、ごく少数の園児が食べきれずに残すなどして、平均して1週間で数食分程度、廃棄している程度であります。

そのための対策として、園児の食事摂取量を把握し、その子に応じた量を配膳して食べ残しが出ないようにするとともに、事前に欠席人数を把握して使用する食材の量を減らすなどして、食品の廃棄を極力少なくするよう現場で取り組んでいるところであります。

2点目の、家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みをはじめ、飲食店等における飲食店で残さず食べる運動や持ち帰り運動の展開など、町民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みを進めることも重要であると考えているがどうかということではありますが、現在、たつの市を中心とする定住自立圏連携事業におきまして、環境政策分野で食べきり運動応援事業として、今年度からその取り組みを始めているところでございます。

この連携事業は、たつの市・宍粟市・上郡町及び佐用町の圏域内の飲食店や宿泊施設を対象として、食べきり運動協力店を募集して、登録をして、協力店に対して表示ステッカーやポスターを配布するとともに、WEB上でマップを作成する事業を進める予定といたしております。

この事業により、飲食店や宿泊施設から発生する食品廃棄物を削減するとともに、消費者にも残さずに食べることを意識いただき、おいては家庭における買いすぎ、つくりすぎの抑制、生ごみの減量化が期待できるものと考えております。

年度内には、登録いただけた協力店にポスター・ステッカーを配布して、お店に表示いただく運動を周知することといたしております。

なお、この協力店の募集・登録は、来年以降も当然引き続き行うというふうに予定をいたしております。

次に、3点目の本町の災害備蓄食品については、これまで消費期限後に廃棄してきたと思われるが、今後は未利用備蓄食品の有効活用の観点から、例えば消費期限6カ月前などにフードバンク等への寄附等を検討してはどうかというふうに考えるがどうかというご質問でありますが、当然、本町におきましては、こうした災害備蓄食品につきましても、有効利用を当然行い、そのまま破棄するというようなことはいたしておりません。

災害用備蓄物資のうち食品としては、アルファ化米と粉ミルクを備蓄をいたしております。これらにつきましては佐用町備蓄計画において、消費期限を迎えるものの使い方についても定めております。

アルファ化米については、消費期限が到達する前に地域づくり協議会等が実施いたします防災訓練に提供して、その中で活用をいただいております。

また、粉ミルク等につきましても、消費期限が到達する前に保育園において利用をして、そのまま当然、ミルクとして飲料とすることほかに、給食の食材としても利用するなど、その活用を行っております。

そういうことを行っているということを、ひとつご理解をいただきまして、よろしくお願いしたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君）

はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 非常にいいお答えをたくさんいただきましたので、ほとんど質問することはないと思うんですけども、1、2点、質問させていただきます。  
佐用町では、いわゆる備蓄食品は何食ぐらい保存されておるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 基本的に 5,000 食という数量で、今、備蓄するようにしております。  
それから、あわせて、粉ミルクにつきましては、20 箱。20 箱というのは、20 缶じゃないんやな？  
粉ミルクも 16 回分 20 箱という、16 回分というのは、使う量を想定して、その 16 回分。ということは 1 日何回、4 回、5 回、授乳しますから、そういうことでは、16 回分ということは、3 日、4 日分はあるというふうに考えられます。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 未利用の備蓄食品、これを防災訓練とか保育園なんかで消費してもらっているという話なんですけれども、5,000 食といいますと、相当数ありますね。これを学校なんかで、高等学校を含めて、災害訓練あるいは食品ロス教育の一環として、そちらのほうにも消費してもらったらどうかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 備蓄について、やはり私は、この 5,000 食というのも、十分にまた、検討していかなきゃいけないなと。いろんなところの災害の実際の状況を見ても、周辺からの、いろんな支援という形で、こうしたアルファ化米のような、本当に、食べておいしい、それほどのものではないので、1 日ぐらいもてば、後は、そうした支援が十分可能になるという、今の社会状況の中で、5,000 食というのが必要かどうかというのは、まずは検討したいというように思います。  
ただ、そうした中で、防災訓練も地域づくり協議会とか、地域だけではなくって、学校等でも行っておりますし、子供たちにも、こうした物が備蓄品として保存されているということも、当然これも知っていただくということも防災教育としても必要かと思っておりますので、それはそれで活用をしていきたいと思っております。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 先ほど、町長の答弁のほうからもありましたけれども、日本の食料

自給率は約 40 パーセントということであります。年間では日本では約 630 万トンほどが廃棄されるというようなことなんですけれども、町内の飲食店、あるいは宿泊施設からは、年間どのくらい出ているか把握しておられますか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、わかりませんね。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） それから、私は、賞味期限という表示が、食品にはされておるんですけれども、私は、それは全く意に介しておません。

あるところを、インターネットで調べますと、消費者にできることとして、賞味期限が過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではないと理解して、見た目や臭いなどの五感で個別に食べれるかどうか判断する。こういうことが個人としてできることということを書いておりました。

それと、冷蔵庫などの在庫管理や調理方法、献立の工夫に取り組むというようなこともありました。

非常に人間の五感といいますか、味覚というのは非常に敏感なもので、傷んだ物を口にしたら、すぐ分かりますは。

こんなこと言うたら怒られるかわからんけれども、賞味期限というのは、私ね、気にする人は、ものすごく気にされるんでしょうけれども、私は、あまり気にならんのですけれどもね。こんなこと言うたら、怒られるかもわからんけど。

そんなもので、1 日や 2 日、賞味期限が過ぎたものでも、人間には害にならんというのが、私の信念であります。

それと、野菜をつくっておられる農家が、道の駅とか、そういう販売所に持って行かれるんですけれども、そこで規格外とか、そういうきゅうりでもなすびでも規格外のものが出ると言うんですけど、これなんかは、学校給食や笹ヶ丘荘とか、そういうところで格安で売ってもらって、利用するような制度があるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 学校給食においても、例えば、笹ヶ丘荘のような宿泊施設、これも献立をつくって、実際に計画的に納入をいただかないと、これが規格外で余りましたから、使ってくださいと持って来られても、なかなか、そういうことをすぐに献立を変えてつくるといわけにもいきません。

学校給食で、そうして学校給食の納入をしていただく、野菜をつくっていただくという形で、何人かの農家の方々に計画的な栽培もしていただいておりますので、そういう中にあっては、当然、大きさが大きく、小ちゃかっても、小さい中がしっかりとしておれば、



そういうものがきちっとそろったものばかりじゃなくっても、当然それは、地元でできた、地域でできた食品として買い入れをしているというふうになっておりますので、たくさん家庭でつくったから、残ったから、どうぞ食べてくださいと言われても、個人的にはできますけれども、そういう施設では、なかなか難しいということです。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） よくわかりましたというのか、日本人の持つ、このもったいないという言葉、外国でも使われるそうなんですけれども、このもったいないという言葉というのか、そういう気持ちを持って、食品ロスに、これからは私たちも取り組んでいきたいなと思っております。

町のほうも、町民の方、あるいは業者の方に、もっともっと啓発活動していただいて、食品ロスを、ちょっとでも少なくなるように頑張りたいと思います。

私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（岡本安夫君） 竹内日出夫君の発言は終わりました。  
お諮りします。ここで、休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午後 3 時 5 0 分とします。

午後 0 3 時 3 3 分 休憩

午後 0 3 時 5 0 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩をとき、会議を再開します。  
休憩前に引き続き、一般質問を続行ます。  
8 番、金谷英志君の発言を許可します。

〔8 番 金谷英志君 登壇〕

8 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、教育行政、中学校統合計画は再検討などと、支所の空き部屋の活用をどうするかについて伺います。

まず、教育行政について、伺います。

学校規模適正化推進計画では、中学校は基準年度平成 34 年には佐用中学校を除いた 3 校は、100 人に満たない過小規模校となることが予測されるため、長期的視野に立って 1 校に統合したいとしています。その背景として小規模化の大きなデメリットとして、集団教育のよさが生かされにくくなる。学校運営や児童生徒の指導方法に制約が生じ、適正な運営・指導が困難な状況になると結論づけ、そして、規模適正化の必要性として、教育効果、保護者ニーズ、学校運営の観点からそれぞれ述べています。施設整備については、既存施設の活用を図りながら、経費のかからない方法で推進したいとしています。既存施設の活

用ということならその場所はどこにするのか。また、通学をどうするのかなど課題があります。

中学校統合計画については、背景、必要性、統合学校の場所など再検討が必要ではないか。

2、中学校の部活動の過熱化が成長期の子供を苦しめ、教職員の多忙化を招いていることに対し、文部科学省は来年度をめどにガイドラインづくりを計画しています。部活動も含めた教職員の多忙化について業務全体の改善を本町ではどう図ってきたのか。今後の取り組みはどうか。

3、町食育推進計画では地産地消と食の安全の推進を掲げています。学校給食の地元産食材使用拡大にどう取り組んできたか、今後の取り組みはどうか。

4、学校教育への図書館司書・司書教諭の配置を以前提案したが、その後検討はされたでしょうか。

5、学童保育については、マリア幼稚園、上月保育園で行われており、当局では適正化の状況を見て整備していくとのことですが、三日月校区では適正化の計画はありません。三日月校区での学童保育を早急に開設すべきではないか。

6、副教材費相当分を商品券として補助していますが、この方式ではなく、副教材など義務教育にかかる経費は町が直接手当する。保護者からは集金しないという方法がいいのではないのでしょうか。商品券の発行による町内業者支援という経済政策とこの義務教育原則無償にかかる施策とは別の問題です。

教育長の見解をよろしくお願いいたします。

議長（岡本安夫君）                      はい、教育長、答弁をお願いします。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君）                      それでは、失礼いたします。金谷議員からの質問にお答えしたいと思います。

教育行政 中学校統合計画は再検討をということについてでございますが、複数の質問をいただいておりますが、まず、1点目の既存施設の活用ということならその場所はどこにするのか、また、通学をどうするのかなどの課題があります。として、中学校統合計画については、背景、必要性、統合の場所など再検討が必要ではないかのご質問でございますが、この佐用町学校規模適正化推進計画は、先ほども申しましたように教育基本法の第17条第2項に規定します佐用町教育振興基本計画の重点目標の5、社会の変化に対応する学校・園をつくるとして、学校・園規模適正化の推進をするとしています。

また、規模適正化を推進する背景については、全国的な少子高齢化、核家族化の進行、人間関係の希薄化などさまざまな変化が急速に進み、学校や子供たちを取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしており、本町においては、子供の極端な減少が課題となっている。として、クラスがえができないことによる人間関係の固定化など、学校の活力や子供たちの集団としての高まりも得にくくなる状況であるとして、早急に学校・園の適正規模の検討、規模適正化推進計画の策定し、保護者や地域住民の理解を得ながら、計画期間を平成23年度から平成32年度までの10年間として推進するとし、現在その半分の期間を経過したところでございます。

さらに、平成27年度から平成31年度を計画期間とする第2期佐用町教育振興基本計画におきましては、重点目標の6、社会の変化に対応する学校・園をつくるとして、引き続き、学校・園規模適正化の推進を図っているところで、その推進におきます今後の取り組

みとしては、ご承知かと思いますが、次のように記載をいたしております。ご紹介します。

中学校においては、小学校の適正化の状況を鑑みながら、佐用町学校規模適正化推進計画の見直しも視野に入れ、適正化を進めていくとしているところでございます。

要するに、背景、必要性は、変わっておりませんし、統合学校の場所につきましては、当初からお示しはしておりませんが、今後の取り組みのとおり、計画の見直しも視野に入れ、本計画に沿って、適正化を引き続き進めてまいりたいと、このように考えております。

2点目の部活動も含めた教職員の多忙化について、業務全体の改善を本町ではどう図ってきたのか。また今後の取り組みはどうかとのご質問ですが、本年度は、学校業務改善の重点推進校として町内 10 校のうちの 6 校を指定し、佐用町学校業務改善推進会議を年 3 回実施、各校の取り組みの情報交換を行うとともに、改善の具体的な取り組みを他校へ情報提供し広めているところでございます。

ここ 3 年間の重点取組事項として、ご質問にもあります、まず、部活の取り組みは、ノ一部活デーを週に 1 回、土日は月 2 回以上を実施し、基本に取り組みを進めております。その他、複数顧問制やゆとりを持った実施計画を立てるなど、部活動のあり方についての検討や研修・会議・出張・研究指定等の見直し、学校全体で共有する情報の整理を含めた校務・業務の効率化や IT 化の推進、週 1 日以上 の定時退勤日等の設置を含めた勤務環境の整備についての取り組みも進めております。

今後は、重点推進校の指定を隔年として、各学校の教職員の意識改革や町内だけでなく、県教育委員会が行っている学校業務改善情報交換会等で、他市町における先進的な取り組みを学び、町内の学校にも進めていけるようにしたいと思っております。

3点目の町食育推進計画では地産地消と食の安全の推進を掲げています。学校給食の地元食材の使用拡大にどう取り組んできたか、今後の取り組みはどうかについてのご質問ですが、学校給食センターにおきます使用野菜の地産地消率は、平成 27 年度実績 36 パーセントでございます。

現在、4 団体 16 名による地元産野菜の納入業者登録をしていただき、その地元野菜による、地場産献立を実施しているところでございます。

今年 9 月の献立表から、地産地消の意識をより高めるために『さよっ子献立』とネーミングしたところでございます。

また、平成 27 年度から、町からの補助金により、地元加工所からの加工食品の利用拡大や地元産じゃがいも・タマネギを使用したコロッケを業者に加工していただき「星の子コロッケ」として、昨年度は、2 回使用していましたが、今年度は回数を増やしていきたい。このように考えております。

さらに、本年度から地元生産者へ秋取れじゃがいもの作付を依頼して栽培していただくなど、地元産野菜の栽培とその消費拡大に取り組んでいるところでございます。

4点目の学校教育への図書館司書・司書教諭の配置についてのご質問ですが、平成 27 年 6 月の議会におきましてもお答えさせていただきましたが、現時点では、さらなる配置は考えておりません。

しかしながら、学校図書館を活用した学習や読書活動は大切だと思っておりますので、学校と町立の図書館の職員とのさらなる連携や図書館を有効活用している教育実践の研究発表会等への参加を積極的に行うなどして、教職員の意識と指導力の向上を図り、今後も学校図書館の有効活用に取り組んでいきたいと、このように考えております。

5点目の三日月校区での学童保育を早急に開設すべきでないかとのご質問ですが、平成 25 年 2 月 27 日午後 7 時半から、三日月文化センター 3 階大会議室におきまして、第 5 回規模適正化三日月小学校区・保育園委員会が開催され、その 3. 協議事項の(1)基本的課題等を協議する際の留意点、学童保育の充実として、町の考え方を次のようにお示ししてい

るところでございます。

小学校・保育園の規模適正化に合わせて、小学校等において地域ごとに実施したいと考えていますとして、三日月地域におきましては、他地域の規模適正化の状況を見ながらとしておりました。

そうしたことから、佐用・上月地域の規模適正化と新保育園の整備、南光地域の規模適正化と新保育園の整備などが進む中、基本的課題等において町の考えをお示しした内容のとおり、南光地域と三日月地域におきましても、平成 29 年度学童保育所を開設するとして、その準備を進めているところでございます。

6 点目の副教材費相当分の商工会発行の商品券としての補助について、副教材費などの経費を直接手当するほうがよいのではないかとのご質問ですが、子育て支援など、教育を含む行政課題は多種多様でございます。こうした複数の課題に対して、1 つの施策で対応することができるのであれば、それほど効率的なことはないと考えるところでございます。そうしたことから、この施策は、子育てに伴う保護者の負担の軽減と町内需要の促進による町内商工業者への支援を合わせて行うものでございます。

また、副教材費用そのものへの補助となりますと、副教材そのものの費用が、学校・学級・学年によってさまざまでございますので、それぞれ異なる費用を補助するということは、公平性の確保の観点から難しいところでございます。よって、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今回の支援券の配布におきましても、保護者からは非常に好評を得ております。受け取りの際、本当にありがとうございます。と申され、受け取っていただいておりますことを、最後に申し添え、以上、質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君）            はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君）            学校規模適正化の最初の諮問されたやつが、佐用町立学校適正化規模検討作業部会報告書というのがあります。その中で、諮問理由、教育長が諮問されているわけですが、その中で、町内の小中学校の児童生徒は一貫して減少し、学校も小規模化が進んでいる。今後も当分の間、この傾向が続いていくことは明らかで、一方で町財政も厳しい状況が続く中、将来の安定したまちづくりのための行財政改革が強く求められている。これに対して、佐用町教育基本法や地域の実情に伴う学校の規模、配置についての計画づくりが求められていると、こういうふうに諮問理由として挙げられて、行財政改革強く求められていると。こういう中で、教育の部分としては、この適正化ということでもありますから、教育委員会のほうとしては、当初諮問理由で挙げてあるわけですが、行政改革と適正化との関連は、どういうふうにとられているのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君）            はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君）        先ほど、金谷議員のほうがおっしゃった諮問の件につきましては、確か、平成 18 年、19 年のこの適正規模化なり、そのへんの状況を研究した内容じゃなかったかなというふうに思われます。

それで、一度はそういった形で諮問をされたというところですが、先ほど、教育

長のほうが申しましたように、今回、推進計画を立てましたのは、当然、教育基本法の 17 条の 2 項の規定によりまして、町の教育振興基本計画、これに基づいて、その推進計画を立てました。ですから、以前のそういった諮問の形をおっしゃって、今回の推進計画ではなかったんじゃないかとおっしゃるのは、ちょっとどうかなというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 学校規模適正化の検討部会、基本中の基礎の話し合う初めで、そういうふうになって、それに踏まえて教育基本計画もできたというふうに、私は思うんですけども、ですから、教育基本計画ができた元のベースとしては、これがあったと私は思うんです。全然関係ないということではないと思うんですけれども。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 全く関係ないとは言っておりませんけれども、実際は、先ほど何回もご説明申し上げているように、そういった、これまで研究をされた内容についても、当然、参考にはさせていただいたわけでございます。ですけれども、それが適正化イコール行財政改革だということでは、私はないというふうに考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） それでは、適正化計画、できた計画について、そこからお伺いしたんですけれども、まず 1 つ教育、デメリットということからありますけれども、この少なくなってくることに対して、互いに切磋琢磨したり、多様な価値観に触れることで多様性が生じると、こういう適正化することによって、こういう効果が得られるというふうに述べているんですけど、授業の 1 人の学級数について研究しているところがあるんですけれども、これは、1999 年に日本教育学会の学校・学級の編制に関する研究委員会、桑原敏明、筑波大学副学長が会長ですけれども、その中で、調査結果として、学校規模学級規模 25 人前後を境に教育効果は大きく変わる。学級定員の標準は 20 人程度とすべきだ。

まず、学習面についてですが、小学校では、つまりいている児童を見つけやすいは 20 人以下。学級が 20 人以下学級が 96.3 パーセントに対して、36 人以上の学級では 65.6 パーセントと 30 ポイント以上の差があると。少ないほうが、つまりいている児童を見つけやすい。こういうことなんですね。それから、20 人前後になると、この子はどこでつまりいているなという具合に、子供たち一人一人が手のひらに乗るという、そういう桑原会長が、そういうふうに総括の中で報告されているんですね。

この学級数、規模については、こういう効果があるということなんですけれども、その点は、教育長いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 人数そのものというよりも、当然、多ければ多いなりのメリットもデメリットもあるし、少なければ少ないなりのメリット、デメリットがあるので、その人数が、どこが一番いいのかと言われると、ちょっと、答えようがないんですけれども、それぞれの考え方があると、私は思っております。

確かに言われるように 20 人前後という数字がいい場合もありますし、ちょっと少ないのではないかなというところも、当然、考えられるのではないかということで思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 今回の学校規模適正化の 1 つの根拠となっているのが、少なくなっ  
てから統合して学級数をクラスの数と、子供の 1 学級の数を増やしましょうということ  
です。

もう 1 つの研究の報告があるんです。これは、教育では有名なことらしいんですけれども、グラス・スミス曲線というのがあって、学級規模と教育効果に関する研究。これは、アメリカの研究者らしいんですけれども、コロラド大学のグラス、スミス両教授の研究で、1 クラス 25 人くらい、特に 15 人くらいから学力が急速に上がり、学習態度や意欲、人格形成に有意義であることを過去 50 年間の論文「メタ分析」というらしいんですけど、それ検証して、そういうふうな学級数についても、グラス、スミス教授らの曲線というのは、これはもう教育界では、定説になっているような曲線らしいんですけど、その点については、規模適正化、20 人ぐらいが教育効果があるということなんですけれども、いかがでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） その前に、今先ほど、冒頭にデメリットというような形で、議員お  
っしゃったんですけれども、これは推進計画を立てて、推進する上で、当然、学校規模に  
よるメリット、デメリットというものを、皆さんにも提示をして、その中で説明をし、理  
解を得て、こういう統合となったわけでございますけれども、そのデメリット、メリッ  
トの統合につきましては、小規模校か大規模校か、これを比較したものであるわけですね。

それから、今、先ほど、私も 20 名程度がいいというような研究結果も出ているのも、  
それも承知をしておりますけれども、ただ、学習の仕方によっては、例えば、小さなもの  
を、例えば、10 人に満たないような学級を、例えば、その日だけ学習するのに 20 人にし  
ようかともできないわけですね。ですから、例えば、20 人であれば、小さな人数の中で、  
学習したほうがいいということになれば、それをまた、2 つにわけたり、グループにわけ  
たりもできるわけですね。そういった可能性が広がることが、この教育環境を、今回、  
規模適正化に絞って行こうということだったので、そのへんご理解いただきたいというよ  
うに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 今まで述べてきたのは、1999 年なり古い、もう定説となっているような研究結果ですけれども、15 年度版、去年の文部科学省白書、それで学級編制欄を白書で見ると、1 学級当たりの児童生徒の OECD 経済協力開発機構の加盟国ですけれども、の平均が小学校で 21.3 人、中学校は 23.6 人。これに対して日本は、小学校は 27.4 人、中学校は 32.5 人。白書は、これを捉えて、欧米諸国などと比べて、教育環境は依然として低い水準と認めています。こういうふうなことなんですけれども。

それから、教員 1 人当たりの児童生徒数は、OECD 平均が小学校で 15.2 人、中学校が 13.4 人。日本が、小学校 17.4 人、中学校は 13.9 人といずれも平均を上回っている。こういうことなんです。教師が見る子供の数も多いということなので、それ結論としては、教育環境は依然として低いというふうなことになって、私、今回の質問は、小学校でない。中学校で、中学校についてお伺いしているんです。中学校について、こういうことが白書としても出ているんですけれども、そういう、教育長、見解はどうでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 私も、ご存じのように中学校として、今、話を進めているつもりなんですけれども、1 人当たりの教職員につきまして云々と言われましても、これは国のほうの文科省等の決めている定数ですので、これをどうのこうのということは、私のほうでは差し控えさせていただきたいと、まず、ちょっと思いますし、それから、人数につきましても、先ほど、課長も言いましたように、今、学校は 1 クラス 40 人定員ですよね。最大が 40 人です。41、42 という人数であれば、当然、2 クラスにわかれて、20 人、21 人という枠になる。

ところが、大規模校で、どんどん増えていったところの 20 人と、常に 15 人、18 人、20 人というのが、ずっと続くのと、これを同列に見ることは、私は、ちょっと難しいのではないかな。固定化も、全くクラスがえもない。固定化された中でずっときている。しかもそれは、小学校からずっときている分であるので、そのあたりについての分も 1 つ問題ではないかな。

ただ、人数が多かったらいいのかということ、決して、そんなこと申し上げておりません。40 人おれは、当然、担任の見る目も違ってきますので、目の届き方も、当然違って、これは誰が見ても明らかですので、そういったことでは申し上げるつもりは、さらさらございません。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） そういうふうに、そういうことが聞きたいんじゃないくて、その研究結果も白書もこういうふうに出ていますから、それぞれの文部科学省の基準は、それはあ

ります。ありますけれども、今回、町がやろうとしている、その適正化について統合して、クラスの人数をかえましょうよということですから、それについての見解をお聞きしているわけであって、国の方針に佐用町の教育委員会がどうこういうことを聞いているんじゃないんですね。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） ですから、佐用町としても、最初に申しましたように、強引に、それ進めようとしているのではなくって、前から言っておりますように、いろいろと相談しながら進めていくということで、最初、どこですか申しましたように、とにかく計画の見直しも視野に入れて適正化を進めていきますよということを、最初に申しましたとおりです。それ以上のことはないと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 今年開かれました教育研究全国集会の中で報告された報告を、レポートを読み上げたいと思うんですけれども、採用されて間もないある小学校教師は、2年生になっても平仮名を半分も覚えていない子供や、遅刻が多く、話を聞けない子供を受け持ち、放課後丁寧に補充学習をしたり、苦手な給食が食べられるように励ましたり、一人一人の児童が必要としていることは何か、一人一人が安心して学ぶために教員である自分が大切にしたいことは何か、これを問い続けたい。こういうふうな報告されています。

それから、ある中学校教師は、顔が見えなくなるほど髪を伸ばし、毎日マスクをつけて通学する生徒と2年間の交流を記しています。少しずつ距離を縮め、苦手な勉強の計画を立てて励まし、心から褒める教師に、生徒はやがて顔を上げしゃべるようになり、マスクをはずして卒業していった。こういうふうな報告がありました。

これも、学習の上でもある程度目が行き届くというようなことも報告されているんですね。

ですから、適正に、教育長も増えれば増えるほどよくないとは思っていないということですから、そういうふうなこともあつて見直しも視野にということですから、そういうふうなことも知らせて、検討課題の1つに入るのはないかと、私、思うんですけれども、このレポート聞いて、教育長いかが、感想でも結構ですけど、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 今、金谷議員からの話、レポートの話を聞きましたけれども、それに似たような経験を、私も正直しております。

ですから、やっぱり教師、学校というのは、子供をいかに育てていくかということになってくるのだと思います。

ですから、当然のことながら、髪の毛、顔を隠す、マスクをする。そこまで露骨に出て



来れば、当然のことながら目をかけていくだろうなと思いますし、現在でも担任だけでは、なかなか難しいということ、新学習システムというような形で、TT という方式がかなりとられておりますので、そういった点については、若い時はそうだったなという、正直、懐かしく思い出す、そういった感想でご勘弁ください。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） この学校適正化計画については、三日月については小学校ありませんでしたから、私、共産党議員団で 2012 年にアンケートを取ったんですね。中学校については、ですから三日月だけでした。三日月中学校の統合について、どう思うかというふうなアンケートを取ったんですね。

その中で、特徴的なというか、それ紹介したいんですけれども、こういうふうに保護者の方なり住民の方は思っておられるんだなというのが、40 代の女性の方です。この人は、積極的に統合という立場なんですね。説明は、町教委がしようとしているが、住民が無関心だと思う。しかし、無関心をよいことに説明をしたと逃げず、住民の関心を持つような努力をしてほしい。中学校統合は、小学校の後になるため、具体的な計画、スケジュール等きちんとしていないことも問題と思う。地域から中学校がなくなることは残念だし、できれば存続してほしい気持ちはある。しかし、100 人を切り、近い将来 50 人規模の中学校で本当によいのか。私を感じる限り、既に中学校では、悪影響が起きていると思う。限られた友人関係、チームの組めないクラブ活動、教科担任が 1 名ずつの先生など、正直、今の三日月中学校の規模は非常に不満です。かといって、私立に通わずには、選択肢が少ない。とにかく子供たちにとって一番よい形にしてほしいと思い、現状で私は統合しかないと思っている。こういうアンケートの意見欄にこういうふうに述べられているんですね。

それから、むしろ統合すべきじゃないという方です。60 代の方ですけれども、今の学校を維持いう意見については、合理化や競争力など統合される趣旨はわかりますが、地元中学校があるのと、ないのとでは、地元民の気持ちが違います。登下校で顔を合わせてする挨拶。学校からの放送など、身近に子供たちを感じています。直接関係のない子供でも、地域の子は地域で育てるという気持ちはあります。バス通学になると、顔を合わせる機会も少なくなり、行事もなくなるので、子供たちの心も地元から離れていくのは当然だと思います。少人数でもきめ細やかな授業をしてもらい、学校の特色も出していただければすばらしい教育ができると思います。

賛否、いろいろ、そういうふうなアンケートの意見欄に書かれているんですね。

ですから、こういう町民的な議論はする上で、私は大切だと思うんですね。そういう議論する上で、資料なりは、やっぱり中学校統合に向けた、先ほど、一番最初に見直しも含めていうことでしたから、ある程度、住民に資料を出して、住民の中で議論をしていただくという、こういう姿勢は大事だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 住民の方のご理解、議論、もちろん、これまでしてきたつもりですし、今後もそれについては、当然していく。そういうことをお約束いたします。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 教員の多忙化のことですけれども、これ前々から言って、今まで、先ほど、質問の中でも言いましたように、国のほうとしても、そういう方針を出されるようです。

最近にもそういう方針が出されたという新聞報道もありましたけれども、実態として伺いたんですけれども、全国的な全教の勤務状態調査というのは、これ 2012 年に行われたんですけれども、部活活動の顧問をしている教員の 1 カ月の平均残業時間、100 時間以上というのが一番多くて 40.8 パーセント。それから、80 時間以上 100 時間未満が 17.3 パーセント。60 時間以上 80 時間未満が 16.2 パーセント。こういうふうな顧問の先生は、大変残業が多いなということになっているんですけれども、本町の顧問の先生の状況は、どんな状況でしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 先ほどのデータのように、何時間以上というのは、ちょっと私の手元に時間別のデータについては、ちょっと手元に持ち合わせておりませんが、確かに部活、特に中学校の先生における 1 週間の時間というのは、当然、先ほどの全国であったような数値にほぼ近いのではないかと。ですからこそ、今、その部分の部活については、ノー部活デーを体力的な面も含めまして、それで子供にかかわる時間もつくろうということから週に 1 回のノー部活デーを実施しておるというような動きを進めておる。

それから、土日についても、どちらかは実施しないようにしようという形で進めておるということでもあります。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） そういうふうな具体的な取り組みをされた中で、なかなか進まないというか、今までも散々これ言われてきた部活の先生は、日曜、（聴取不能）なしに子供を試合に送っていくとか、そういうのがあるんですけれども、対外試合もやるし、内申書にもクラブ活動なんかは関係してくる。それから、競技成績の評価なんかもされるということになれば、クラブ活動を顧問の先生がかかわる時間を少なくしようと言っても、内申書で評価されるは、競技の成績が、そういうふうの評価されるのなら、なるべくそういうものはやりたい。先生のほうでも、それはやらせてやりたいと思うのが人情になって、なかなかそれが進まないかと、そういうふうな背景もあるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 特に、ここ数年は、今も話しましたように、それまでは、あまりそういうノー部活とか、土日の部活を中止というような話は出ておりませんでしたので、業務改善の一環からも、特に、ここ数年来は、そういう風潮がドンドン進めておりますし、現にノー残業デーというのを設定して、各学校において、私も現職の時もそうだったんですけども、1カ月の計画表を行事予定の中にノー残業デーの日を決めて、この日は残業なしで帰ろうじゃないかというようなことで、進めておりましたので、そういった動きは、ここ近年、ますます盛んになっているというように捉えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 部活動については、国のガイドラインづくりの方針も、ちょっと出されたんですけれども、教職員の負担を軽減するために、外部指導者の積極的な導入も視野に入れると、こういうふうなことであるんですけれども、それも前から野球部の教える人、コーチについては、部外、先生でなくてもやれるような、試合の送り迎えなんかについても、そういうふうな検討もされてきたんですけれども、実際として、こういうガイドラインが出て、来年度からこういうふうなガイドライン示されるようですけれども、来年度に向けて、こういう外部指導の導入なんかも、本町でそういうふうな見通しはあるのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） そのことも存じ上げております。協働学校ということで、学校をとにかく学校だけではなくって、地域と一緒に作り上げていこうじゃないかということで、進めておる。その一環の中にも部活動というものが、外部指導者を要してやっていったらどうだろうかというようなことを、当然、私のほうも熟知しております。

ただ、それが、すぐにこの学校のこれから、こうやってという見通しについては、現在のところ、まだ、持ち合わせておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 地産地消のことについてお伺いしたいんですけれども、これも教育評価に、28 年度の教育評価報告書にも出ているんですけれども、これについて 36 パーセントまで地元産の率が上がったということなんですけれども、まだまだ私、これは全体として評価、健やかな身体の育成について、B 評価ということなんですけれども、地産地消で 36 パーセントで、ほぼ目標どおりと、これは地産地消の率が、ほぼ目標どおりであったということではないんですね。この全体の食育の推進の評価の中で上げられているのであって、学校給食の地元産率のこれが 36 パーセントが、ほぼ目標どおりであったということではな

いんですね。それ確認したいんですけども。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 地産地消だけではなくって、そういった食育に対しての教育でありますとか、全体でこれを進めておるわけでございまして、36 パーセントで目標達成したということではございません。

ただ、お米のほうは 100 パーセント、これ達成しておりますので申し添えておきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） その中で、この佐用町健康増進計画・食育推進計画を見ますと、年間食育計画の中で、給食に使用可能な佐用の食材、ずっと一覧 4 月から 3 月まで挙げられているんですけども、その中で、ちょっと言いますはね。まず、「もち大豆、ごぼう、えんどう、お茶の葉、たまねぎ、じゃがいも、それから、キャベツ、ジャンボピーマン、きゅうり、ぶどう、くり、なす、ねぎ、さといも、まつたけ、大根、自然薯、ブロッコリー、かぶ、水菜」こういうふうな、ぐっと具体的に、こういう品種挙げて、佐用でできる食材というふうなこともあるんです。

この究極と言うたらあれですけど、ゆくゆくは、これを 100 パーセント佐用産、佐用でできるものについては、提供できる食材については、これ 100 パーセントに持っていくというふうな取り組みが必要ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 当然、100 パーセントになれば、一番いいんですけども、ご承知のように、野菜とか、そういったものについては、時期、時期があります。ですから、その時期、時期のものを、できる時期については、それを提供したり、ストックして置いたり、多少は期間も伸びますけれども、全くできない時期に、それを食べないでおくとか、給食に出さないでおくというようなことできませんので、なかなか、そのへんは難しいだろうというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 野菜ですから、旬があります。この計画の中でも月ごとに佐用で使用する食材ということで挙げておるんです。

ですから、4 月には、もち大豆ですから、夏になったら夏、秋になったら、ぶどうやくり、これ旬がありますから、全部のこの旬の、この月については佐用で食材が提供できま

すよという、こういう表ですから、これは 100 パーセント可能じゃないですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） その時期、時期、何かを佐用の食材を使っていれば 100 パーセントというわけじゃありませんのでね、ですから、学校給食で 1 年間を通して、例えば、じゃがいもであれば、佐用産の物を 1 年間通して使いますよと。全て使えれば、これは 100 パーセントというふうに、こちら捉えておりますので、そういったことで、理解いただきたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 私は、これ 100 パーセントにせいと言うておるわけじゃなくて、目標として、そういう目標を持った上で取り組むべきで、どれぐらいで、ほんなら 36 パーセントでうんと、今の状況でよしとするわけではないでしょう。それを、限らない目標に近づけるようにいうことでやる。

宍粟市なんかでは、ほぼ 100 パーセントに近い食材出ていますよ。そういうふうな報告も新聞報道ではありましたからね、宍粟市では、そういう農家の方と相談して生産者の方と相談して、そういうふうな年間計画も立てた上で、佐用町でも、そういう取り組みしているはずですよ。その中で、100 パーセントに近いような地元産食材の提供を宍粟市ではやっていますから、その目標値として、そういうふうな 100 パーセントに近づける、そういう姿勢が大事じゃないかということなんです。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 先ほども申し上げたわけでございますけれども、宍粟市さんが、どういう基準に基づいて 100 パーセントというふうに、おっしゃっているかどうか、私は、わからないんですけれども、学校給食センターのほうへ確認をして、今の生産者の状況とか、そういったのを見ますと、まずは、せめて 50 パーセントを目指していこうということで、今、頑張っていていただいておりますので、ご報告しておきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 学校司書の検討ですけれども、前回、岡山市の例も挙げて、ただ単に子供が本に親しむとか、そういう学校の司書教諭は、それだけに単にそれらにとどまっていけないんですね。

それから、美作市なんかでも、多く学校司書、その司書も教諭という資格がいるらしい

んですね。司書教諭という。それですから、教諭として位置づけられている中で、学校の授業を準備する上で、司書教諭が資料を集めて、先生と一緒にあって、授業についても考えようと、そういうような、単に子供たちに読書に親しみましようよというようなことではないんですね。学校司書の役割りというのは重要だと思うんですけども、さらに私は検討、必要だと思うんですけども、今の段階では、配置も考えておられないということですけども、やっぱりこれ、研究課題だと思うんですけども、教育長、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君）                      教育長。

教育長（平田秀三君）                      当然のことながら、いろんな形の司書教諭だけではなくって、教師がいるわけなんですけれども、ご存じのように 12 クラス以上ということで、置いたらどうだとか、ただ、全てそれには予算がついてまいります。この予算につきましては、国、県のほうから一切出ませんので、もちろん町単で置かなければいけない。置くとすれば、町単で置いてもらわなければいけないということになります。

ですから、今、県下でも大きなところでも幾つかしか、一旦置いても、予算が足らなくなったので廃止したという市町も聞いております。

今現在、うちでいうのであれば、12 クラス以上ですので、佐用小学校だけになるのかなと思いますけれども、司書教諭の重要性については、十分、私も承知しております。

ただ、今の現状では、非常に難しいというのは、ほか、その予算面のことが、一番大きな点と同時に、もう 1 つは、司書教諭そのものの人数が、果たして、どこまで佐用町内で確保できるかなという、その分についても非常に難しいのではないかなということをおっしゃっております。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君）                      金谷議員。

8 番（金谷英志君）                      来年度に向けて、文部科学省のほうでは、学習指導要領の新しい改定が進めているというふうに聞いているんですけども、その中で、この間の新聞報道でも教職員を 3 万人ぐらい増やすと。その中には、基本的な学級数に対する教員の数は変わらないんですけども、加配を増やすというふうな学習指導要領も変わってくるから、それに対応するために、いじめや新しい学習指導要領が変わってくる中で、授業も変わってくる中で、その加配について、そういうふうな教諭の確保もすると、予算要求していくと、馳文部科学大臣が、そういうふうな国会でも答弁されたようです。

ですから、そういうふうにしても、それに指導要領が変わっても、やれるようにいうことは、私は、司書教諭の役割りは、これは大きな…、教育長は予算面でどうするのかということ、それはあると思うんですけども、1 つは司書教諭の必要性というのは、教育長、やっぱり研究されて、それで、こういうふうなことをやってというふうに、当局のほうには、予算要求なんかも、初めから予算要求、その予算が難しいからということじゃなくて、こういうふうな教育上の立場から司書教諭の必要性を研究していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） もちろん、今後もそれについては、検討はしておきたいというように思っております。

ただ、今、言われたように、増員というのを考えておりますが、もう一方で、スクールソーシャルワーカー、こういった面についてもまだまだ、当面、そちらのほうも重要に、私としては考えておりますので、両方ということになると、またまた大変なことになりますので、いろんな面で今、選択しながら検討していきたいというように考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 国のほうで指導要領が変わる中で、すぐそれに対応できるような体制も研究もしていただきたいと思います。

それから、副教材の補助についてですけれども、あらかじめ教育委員会から資料をもらっているんですけど、27 年度で副教材集金した額、これで見ますと、小学校で一番高いのが佐用小学校の 1 年生 1 万 8,041 円。一番低いのが南光小学校の 2 年生の 9,585 円。こういうように倍近くの差がある。教育長は、これを捉えて、差が、違いがあるから不公平だと言われるんですけど、私はむしろ、この差があるからこそ、その必要なものとして、副教材は、そういうふうな集金されているわけですから、むしろ全員にこれを保障するというのは公平な立場ではないかと思うんですけど、いかがですか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 質問の意図と、ちょっとずれるかもわかりませんが、これ金額というのは、1 つには、固定的な物。というのは、毎年同じ学年であれば同じこれを買う、これを買うというのは決まっている部分もありますし、担任によって、また、その年によって少しずつ変動しておりますので、その都度、その都度、この学年のこの子はこうやった、この学年のここはこうだったということが、果たして本当にそれが正しい公平なのかなというように、私は思っております。

それよりかは、こういった今やっているような形の子育て支援券という形で、一律に補助して、そして、それを有効に役立ててもらおうというほうが、私はいいのではないかとこのように思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） その額が違うのに、一律いうことは不公平なんです。私は、そう思いますね。ですから、それが中学校については、一番安いのが上津中学校の 1 年生、2 万

7,635 円。一番高いのが三日月中学校の3年生の4万 6,969 円。3万円の補助で足りることということであって、その点でも、義務教育の無償、1つ無償としての教科書なり授業料なりが無償だと。それが基本だということは承知しているんですけども、その副教材は、教科書に準ずるような必須のものですから、それについては、無償ということで集金しないというほうのほうが、私は公平だと思うんですけども。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君）                      町長。

町長（庵逄典章君）                      学校の教育の実施される中で、先生方が教育される中で、副教材が必須のものだという、必須のものであれば、これは副教材じゃないですね。教材ですから、教科書と同じように、これは義務教育として国が教育の無料化の中で考えて行すべきじゃないかと。

私は、そうじゃなくって、この教育委員会から行政として、この支援を考えてほしいんだと言われたのは、学校の教師によって、やっぱり取り組みの仕方も違う。その教育効果を上げるために既製の教育業者の教材を使われる場合もあるし、また、先生自ら教材をつくられる場合もある。

だから、そういう中で、今、金谷議員がおっしゃった、学校によって、クラスによって非常に大きな差が出てきていると。それであれば、その部分で不公平ではないかと。先生方が、そういう努力はされていないのではないかとこの部分が出てくる可能性もあるわけですね。

だから、そんなことを言っていたら、なかなか、この教育のやっぱり実践の中で、行政としては、そこまで規制をしたり、また、こちらで判断をすることができない部分ですから、これで一律にそうした子育て支援として、経済的な支援としても考えて、一律な副教材費に相当するものを支援をしましょうということを行っているので、これを、あまりこのことが義務的にやっているものでもない。町の独自の家庭の保護者の経済的な支援という考え方で、やっぱり捉えていただきたい。

教育の面だけで、いろいろなこと今考え、言われているようなことになると、こちらとしては、それであれば、国がそういう必須であれば、ちゃんとやるべき話で、その内容もきちっと示してくださいと言わざるを得なくなりますのでね。はい。

あまり、そのところ細かく詰めてお話をいただくより、今のようやり方で保護者の方も、ある意味では喜んでいただいている部分が大きいわけですから、進めて継続させていただければと思うわけです。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君）                      金谷議員。

8 番（金谷英志君）                      子育て支援にかかわる経費を負担軽減ということでやられている施策、それは、それでええんですけども、学校の私、必須だと言いましたけれども、必須でなかったら、これほんなら、本来要らん物を、そういうふうなことしておるんかということになりますから、やっぱりプリントなりに、その教材に使う物については、必要だから、先生はそういうふうな学習の向上について必要だから、私は、こういうふうな集金、保護者の方に負担をお願いしているということだと思うんですね。



ですから、そんな教材も、副教材もなしで、それが教科書だけで、その授業をやりなさいということは、本来は町長言われるように、国がほんまは、それは面倒みなあかんと、私は、義務教育の無償化いうことの観点からでは、そういうことだと思うんですけども、ですから、そういうふうに、やられるなれば、町の施策として、そういうふうな支援いうことになれば、私は、この不公平かどうかという観点で、町長、どういうふうに思われますか。いろいろ集金する額が違う。補助金と一緒にということになれば、そのほうが不公平だと、私は思うのですが、その点は、いかがですか。町長。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君）                      町長。

町長（庵逄典章君）                      だから額で見れば、その学校、また、その学年、また、先生によって、その使われる額が違う。だから、それが不公平だという話になると、先生一律にして、やり方、副教材も規定決めて、統一しなきゃいけなくなってしまうわけです。

ですから、その部分は、学校、小学校6年間、また、クラスがえも、先生も変わっていきます。その部分の教育のある程度柔軟に先生方対応される。この部分について、私たちが、ああだ、それが額が多いとか不公平だとかというような話はしたくないから、だから、だいたい平均して小学校1万5,000円、中学校は3万円、その額というものを子育て支援として考えましょうという、ある意味では単純な考え方でやっているわけですから、あまり今言うように、不公平だとか、額が違って少ない。9,000円しか使っていないところに1万5,000円渡していると、何かそこがもうかるし、それ以上のところは損しているんだというような、そういう考え方では、こうやって考えよっては、あんまり建設的なというのか、議論にはならないというふうに思いますけどもね。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君）                      金谷議員、まだ1問残って、あと3分しかないんですけどね。

8番（金谷英志君）                      はい。

そしたら、支所の空き部屋の活用について伺います。

三日月支所は今、2階は書類などの倉庫、3階の旧議会事務局、議場は空き部屋、4階の商工会は不定期に会議などが開かれている状況です。以前にも提案しましたが、この三日月支所の空き部屋を活用してトレーニング施設を設置してはどうか。

町健康増進計画では、日々の運動を継続することによって、高血圧、糖尿病等の生活習慣病の発症や死亡を減らすことができます。さらに、身体活動や運動によって気分転換ができるなど、心の健康や生活の質の改善に効果をもたらす。生活習慣の中に一人一人の年齢や身体状況に応じた適度な運動を取り入れ、体力づくりと健康増進を図る必要があります。とあります。この趣旨に沿った施設の提案であります。

2つ目には、上月支所です。上月支所には、常設の文化財展示室と文化財研究室などの設置の提案を提案してきました。上月支所の空き部屋活用の方針はどうでしょうか。

議長（岡本安夫君）                      町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）            それでは、金谷議員の２点目の支所の空き部屋の活用をどうするかという点についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、１点目の三日月支所の空きスペース、空き部屋を活用して、トレーニング施設を設置してはどうかという点について、町健康増進計画の趣旨に沿った旨の提案でございますが、三日月支所の空き部屋等について、直ちにトレーニング施設を設置することはできませんが、空きスペースの利活用については、今後、当然これも引き続いて検討しなければならない課題であるというふうに考えております。

三日月支所の空き部屋に現在けんこうの里三日月にあるトレーニング機器を設置しようとすれば、スペース的には可能であっても、庁舎の構造的な問題、夜間・休日等の庁舎管理のセキュリティーの問題もありまして、当然、活用に伴う改修費用というものが生じてまいります。それに加えて、現在のけんこうの里三日月に設置されているトレーニング機器というのは、非常に年数もたっておりまして、機器そのものが壊れているわけではありませんが、耐用年数を経過しておりまして、これを維持していこうとしても部品が、もう手に入らないと、生産もされていないというような状況のものもございます。将来的に長く使用することは、これは不可能でありますので、それを、そのまま移転するということは、これはできないといえますか、それ以上にトレーニング機器を設置するとすれば、新たなトレーニング機器を購入しなきゃいけないということになろうかと思っております。

どちらにしても、空きスペースの当然、有効な利活用、これにつきましても、さらに検討をして、どういうふうに使ったらいいか、検討はしてまいりたいと思っております。

次に、２点目の上月支所については、常設の文化財展示室と文化財の研究室などの設置を、私もこれまで、そういう方向で考えていきたいということで、皆さんにもお話をした記憶があるわけではありますが、そういう方向で、上月支所につきましては、特に、教育委員会のほうで、利用についての実際的な計画をつくっていただいております。

現在、１階、２階を事務所及び会議室として、４階は各課ごとの書庫として利用をしているわけではありますが、上下水道課の移転に伴う３階の空きスペースの有効活用につきましては、これをどうするかというのが懸案事項でありますので、通常の支所機能及び災害時対応の地域拠点機能の確保ということは、当然、前提条件としながら、文化財の調査室や、また、保管、展示など、有効活用について、今、利用ができるように、検討をしております。

その中で、現在、先ほど申しました協議、計画、検討を進めている概要について、もう一度報告をさせていただきたいと思いますが、現在、大撫山にございます文化財調査室は、場所的にも非常に離れたところに設置をしておりますし、また、調査室そのものは、ある程度、しっかりとした建物をつくっているわけですが、出土品の保管とか収蔵ということにつきましては、コンテナ、ああしてコンテナを利用してするというような、非常に仮設的な形で、今、長年大撫山の文化財の調査室という形で実際に運用を行ってきているわけでありまして、それは以前から出土品をはじめとする文化財を安全に、また、しっかりと管理、保管ができる施設への移転ということが課題となってきたわけでありまして、この文化財調査室の機能を上月支所に移転をして、文化財を安全に保管、また、調査・整理して、展示・公開などの活用を図りたいというのが、現在の計画の趣旨でございます。

具体的には、庁舎の３階を保管庫に改修をして、調査・整理を１階の空きスペースで行い、また、展示や公開は現在の町民ホールなどを利用して行いたい。また、公用車、車庫棟の一部を出土品の洗浄作業、そういう作業の場として活用するために、一部どうしても改修をしなければならない。整備をしなきゃならないところがあるわけですが、基本的には、そういう活用をする計画を現在進めているところでございます。

以上、報告を含めまして、質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君）           あと2分です。

8 番（金谷英志君）           はい。

議長（岡本安夫君）           はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君）           三日月支所について、4 階が商工会ですから、建設当時から商工会が入って、ある程度負担していることなんですけれども、支所自体を考える場合、商工会の部屋もどうするかということが必要だと思うんですけれども、商工会統合されましたから、先ほど言ったように、今の使用は会議とか納税相談の時に、そういうふうなん使われるということですから、今の商工会の部屋も提供していただくとしたらあれですけど、そういうふうな一体として商工会の部屋を考えるというふうなお考えは、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君）           はい、町長。

町長（庵逄典章君）           建物として、あの一体の建物ですから、もうそういうふうに活用がされないという空きスペースがあれば、それはもう有効に活用ができることがあれば、当然、一緒に活用をしたいと思います。

ただ、建物が、当然、役場庁舎として、当初から設計をされておりますから、1 階を見ていただいても非常にオープンなスペースの中で、部屋ごとに間仕切りがないという、また、階段を上がっていくのも、そのまま上がっていけるというような、そういう構造になっております。

ですから、どうしてもやはり支所と言っても、非常に個人情報とか、機密を要するもの、いろいろとそれは当然保管、ありますから、そういう点についてのセキュリティー、安全というものも確保できるように、これはまず、基本的にしなきゃいけないということになって、そういうことができた上での活用という形になろうかと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君）           金谷議員。

8 番（金谷英志君）           支所、上月にしても、三日月にしても有効な活用を、合併 10 年過ぎましたから、していただいて町民の健康づくりに生かしていきたい。

それから、また、文化財の、そういう点検もされて、文化の面でも佐用町が取り組んでいるという姿勢を見せていただきたいと思います。終わります。

議長（岡本安夫君）           金谷英志君の発言は終わりました。

お諮りします。あと3名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）                      ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程を終了します。

次の本会議は、明日 9 月 17 日、午前 10 時より再開します。本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後 0 4 時 5 8 分    散会

---